平成21年第4回防府市議会定例会会議録(その5)

平成21年6月19日(金曜日)

議事日程

平成21年6月19日(金曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(25名)

2 畨	斉	滕		旭	君			3 畨	Щ	田	耕	治	君
4番	河	杉	憲	=	君			5 番	Щ	根	祐	=	君
6 番	土	井		章	君			7番	松	村		学	君
8番	大	田	雄 二	郎	君			9 番	木	村	_	彦	君
0 番	横	田	和	雄	君		1	1番	田	中	敏	靖	君
2番	Щ	本	久	江	君		1	3 番	田	中	健	次	君
4 番	佐	鹿	博	敏	君		1	6 番	髙	砂	朋	子	君
7番	今	津	誠	_	君	•	1	8番	青	木	明	夫	君
9 番	重	Ш	恭	年	君	:	2	0 番	伊	藤		央	君
1番	原	田	洋	介	君	:	2	2番	Ξ	原	昭	治	君
3 番	藤	本	和	久	君	:	2	4 番	久	保	玄	翽	君
5 番	Щ	下	和	明	君	2	2	6 番	中	司		実	君
7番	行	重	延	昭	君								
	4番 6番	4番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	4番河杉6番土大8番山山2番4番五9番面原1番面面3番山	4番河杉6番土井8番大横0番横山2番山佐今7番重川田9番重原減1番原森下3番山下	4番 河 杉 憲 二 6番 土 井 二 8番 大 田 本 0番 村 田 和 2番 山 本 博 中 7番 草 川 田 中 9番 重 川 田 中 1番 原 本 介 人 1番 山 下 和 明	4番 河 杉 志 二 君	 名番 河 杉 憲 二 君 高番 土 井 雄二 部	4番 河 杉 憲 二 君 6番 土 井 章 君 8番 大 田 雄二郎 君 0番 横 田 和 雄君 1 2番 山 本 久 江 君 1 4番 佐 康 歯 君 1 7番 今 津 誠 一 君 2 1番 原 田 洋 介 君 2 3番 本 和 明 君 2 5番 山 下 和 明 君 2	4番 河 杉 憲 二 君 5番 6番 土 井 章 君 7番 8番 大 田 雄二郎 君 9番 0番 横 田 和 雄 君 11番 2番 山 本 久 江 君 16番 7番 今 津 誠 一 君 18番 9番 重 川 恭 年 君 20番 1番 原 田 洋 介 君 24番 3番 藤 本 和 久 君 24番 5番 山 下 和 母 26番	4番 河 杉 憲 二 君 万番 山 6番 土 井 章 君 7番 松 8番 大 田 雄二郎 君 11番 田 0番 横 田 和 雄 君 11番 田 2番 山 本 久 江 君 16番 馬 7番 今 津 誠 一 君 20番 伊 1番 原 田 洋 介 君 24番 久 3番 本 和 明 君 24番 久 5番 山 下 和 田 君 26番 中	4番 河 杉 憲 二 君 万番 山 根 6番 土 井 章 君 7番 松 村 8番 大 田 雄二郎 君 11番 田 中 0番 横 田 和 雄 君 11番 田 中 2番 山 本 久 江 君 16番 高 砂 7番 今 津 誠 一 君 18番 青 木 9番 五 川 恭 年 君 20番 伊 藤 1番 原 本 和 久 君 24番 久 保 3番 本 和 久 君 24番 久 保 5番 山 下 和 田 君 26番 中 可	4番 河 杉 憲 二 君 5番 山 根 祐 6番 土 井 章 君 7番 松 村 一 8番 大 田 雄二郎 君 9番 木 村 一 0番 田 和 雄 君 11番 田 中 餘 2番 山 本 久 江 君 13番 田 中 健 4番 佐 鹿 博 敏 君 16番 砂 朋 7番 今 津 誠 一 君 18番 青 木 明 9番 川 恭 年 君 20番 伊 藤 1番 原 田 洋 介 君 22番 三 原 昭 3番 本 和 久 君 24番 久 保 玄 5番 山 下 和 明 君 26番 中 司	4番 河 杉 憲 二 君 万番 山 根 石 学 6番 土 井 章 君 7番 松 村 一 学 8番 大 田 雄士 君 11番 田 中 敏 靖 0番 横 田 和 女 五 11番 田 中 母 少 財 少 財 力 子 日 力 日 中

欠席議員(2名)

1番 安藤二郎君 15番 弘中正俊君

説明のため出席した者

市 長 松 浦 正人君 副 市 長 嘉 村 悦 男 君 会計管理者 松 吉 栄 君 財 務 長 吉 村 廣 樹君 部 務 部 長 浅 田 道生君 総 務 課 長 原 田 知 昭君 二君 正君 生活環境部長古 谷 友 産業振興部長 叼 部 勝 土木都市建設部長 阿 部 裕 明君 土木都市建設部理事 幸 生 君 畄 本 健康福祉部長田 雄君 中 進君 育 長岡 田 利 教育 次長山 勇 君 水道事業管理者 中 隆君 邊 村 水道局次長 繁 君 防 郎君 本 廣 消 長 武 村 田 杳 委 員和 康夫君 入 札 検 査 室 長 安 \blacksquare 節 夫 君 雄君 農業委員会事務局長 村 田 行 君 選挙管理委員会事務局長 古 谷 秀 信 監查委員事務局長 小野寺 光 雄 君

事務局職員出席者

議会事務局長森 重 豊君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前10時 開議

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 欠席の届け出のありました議員は、安藤副議長と弘中議員であります。

会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。22番、三原議員、23番、藤本議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいた します。

一般質問

議長(行重 延昭君) 早速、これより質問に入ります。

最初は、12番、山本議員。

〔12番 山本 久江君 登壇〕

12番(山本 久江君) おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。 通告の順に従いまして、質問を行います。執行部におかれましては、誠意ある御回答、よるしくお願いを申し上げます。

まず最初に、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

介護保険制度は、ことし4月で発足から10年を迎えます。スタート時、介護の社会化を掲げ、利用者の自由な選択をうたってきたものの、制度のあり方が絶えず根本的に問われ続けてきた10年でございました。今日に至ってもなお保険あって介護不安解消されず、こういった状況が続いております。

こうした中、4月から新しい要介護認定制度が導入をされました。要介護認定は、介護保険を利用する人すべてに義務づけられますが、今回の改定で、調査項目が74項目に減らされ、調査の判断基準が改定されたことに伴いまして、コンピュータによる第1次判定で、利用者の生活実態を反映しない軽度の判定が出る場合があることがわかりました。

今回の見直しを進めた要介護認定調査検討会の委員も、次のように語っております。「新しいソフトで行ったモデル事業では、1次判定で要介護5の人が2割も軽く出るという結果が出ています。在宅で要介護5が2割軽く出るというのは説明できず、かなり問題ではないでしょうか。そこに関しては、これからも認定審査会の役割が大きいと思います」、こういうふうに委員が語っております。

1次判定の結果と主治医の意見書、認定調査のときの特記事項を資料に、認定審査会が最終的な要介護を決定、2次判定を行うわけですけれども、各地で、軽度の認定が頻繁に出されている状況が伝えられております。

今回の見直しの背景には、厚生労働省は、介護が必要な人であっても、重度への変更を 抑制するよう求めるマニュアルを作成、介護給付費の削減を図ろうとしていたことが明ら かになりまして、関係者から大変な批判が上がっております。

こうした状況のもとで、厚生労働省は、新制度への批判を受けて、希望すれば従来の認 定を継続できる経過措置を講じました。しかし、新規の申請者は全く救われない上、厚生 労働省の新制度検討会が終われば、経過措置は打ち切りとなります。

私どもは、当面、こうした要介護認定の改定は撤回をして、認定の見直しは慎重に再検討を行うよう国に求めるべきだと考えております。市におきまして、新しい要介護認定制度への対応の状況と、この4月、5月の認定実態について、どのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

2点目は、低所得者が介護サービスを利用しにくい状況にあり、利用料の軽減が図れないかということでございます。

介護保険制度がスタートいたしましたときに、全体のサービス量は確かに増えました。 しかし、所得の少ない人は、逆に介護の利用が減りました。2002年8月に出されました た内閣府の介護サービス価格に関する研究会の報告書では、年収400万円以下の世帯で は、訪問介護の利用が約10%減少したというふうに報告をいたしております。そして、 その中で、低所得者への対策の重要性を提起をいたしました。

この間、高齢者の中に貧困と格差がさらに広がり、低所得者の実態はますます深刻になってきております。介護の現場では、介護の必要からではなく、負担能力から逆算をして、 月幾らでケアプランをつくってほしいと、こういった利用者の要求が出されることもあり ます。

国の低所得者対策は、例えば介護保険の利用料を対象とした社会福祉法人による負担軽減制度では、2006年に全額免除がなくなったり、所得のある親族に扶養されている人は除外するなど、利用者にとって厳しい状況になってきております。

こうした中、所得の少ない高齢者の実態に合った自治体独自の利用料の軽減を図っているところも、これは資料がちょっと古いんですが、2007年10月現在です、自治体の数551自治体に上っております。

国の軽減措置に加え、負担が大きく、利用をあきらめざるを得ない高齢者のために、少しでも利用料が軽減されるように、市の軽減策を打ち出していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いを申し上げます。

次に、大きな2番目ですが、就学援助制度についてお尋ねをいたします。

御承知のように、就学援助制度は、生活保護世帯や準要保護世帯で小・中学生がいる家庭に、義務教育は無償とする憲法の規定に基づいて、学用品費や給食費、修学旅行費などを補助をしていく制度でございます。実施主体は市町村でありまして、自治体の姿勢により、自治体の間で取り組みに大きな差がございます。

今、子どもの貧困の問題が、御承知のようにクローズアップされております。日本の子供の貧困率は、2004年には14.7%、実に子ども7人に1人が貧困であり、OEC Dは日本政府に対して、貧困が将来、世代に引き継がれることを防ぐために、低所得世帯の子どもの質の高い教育への十分なアクセスを確保することが不可欠であると、こういう警告を日本政府に行っております。

今日、貧困と格差がますます拡大をしているときに、国と地方自治体でどういう支援の 充実が求められているのかが問われております。就学援助制度も、その1つであろうと考 えます。

ところが、国は、2005年の義務教育国庫負担法の改悪によりまして、準要保護世帯の就学援助費への国庫補助を廃止、一般財源化いたしました。当時の文部科学大臣の説明では、このことによって市町村における事業が縮小することはないというふうに約束がされておりましたけれども、防府市でも2005年度から基準額が大幅に減っております。

例えば、標準世帯と言われる、父35歳、母30歳、9歳と4歳の子どもがいるという標準4人世帯ですが、6万円の借家に住んでいる場合、この基準額は2004年度で所得約352万円だったものが、2007年度以降、所得約267万円まで引き下げられました。生活保護基準の1.3倍とはいえ、生活保護基準の住宅扶助とか、あるいは期末一時扶助など、扶助項目を外すことで下げられたわけでございます。もちろん、この間、御承知のように、生活扶助そのものも基準が下がりました。

今日の厳しい経済状況のもとで、就学困難な子どもが増えてきている中、この基準を引き上げていくことが必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか、御答弁をお願いをいたします。

また、急激な雇用情勢の悪化が進み、保護者が大幅な収入減、失職等、あるいは倒産などの影響で、就学困難な状況になる場合が増えております。文部科学省が全国の教育委員会に行ったアンケート調査、これは2006年のものでございますけれども、このアンケート調査では、企業の倒産やリストラなど、経済状況の変化によって、この制度を利用したという人が95%、これはもちろん複数回答でございますけれども、トップに挙げられました。就学援助は、子どもたちの学ぶ権利を支えるものであることを、このことは証明をしているのではないでしょうか。

特に、この間の防府市の深刻な経済情勢の悪化で、一気に就学困難な状況になる場合が増えてきております。年度途中からのこうした場合の対応について、市としてどのように考えておられるのか、御答弁をお願いをいたします。

最後になりますが、3点目です。点検、老朽化対策等、維持補修事業についてお尋ねを いたします。

現在、全国的にも、高度成長期に整備をされました道路、あるいは河川、あるいは港湾など、社会資本全体の老朽化が急速に進んできております。しかし、重大問題であるにもかかわらず、現状の点検ができていない。そのため老朽化対策、長寿命対策が進んでいない、維持補修費が減少しているといった実態が、これは全国的ですけれども、明らかになってきております。

国土交通省が実施をいたしました昨年4月の調査によりますと、全国の地方公共団体が管理する長さ15メートル以上の橋梁のうち、過去5年以内に定期点検がされたのは4割にとどまり、そのうち市町村の実施は2割にすぎず、その対策である長寿命化修繕計画の策定、これは何と約11%と、極めておくれている状況でございます。

つまり、安全かどうかも点検されていない橋が全国で半分以上あり、市町村管理の橋の うち、8割以上が5年間1度も点検されていないということになります。 橋梁に限らず、道路、堤防、下水道、公営住宅など、市民の、住民の命と安全、暮らしに身近なものが点検がされなかったり、おくれたりという状況の中で、対策がなかなか進んでいないことが指摘をされております。

そこで、お尋ねをいたします。防府市において、市が管理する橋梁や堤防について、過去5年間に定期点検は行われたかどうか、また、今後の点検及び長寿命化修繕計画はどのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

橋梁については、本年度から平成24年度までを実施期間といたしまして、安全性確認の調査結果をもとに、予防的な修繕及び計画的なかけかえを実施するための計画を策定する橋梁長寿命化修繕計画策定事業、新年度予算の審議の際に審議いたしましたけれども、この事業が始まっておりますけれども、その取り組みにつきまして御答弁をお願いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、土木行政の点検、老朽化対策等、維持補修事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、橋梁の定義でございますが、橋長2メートル以上のものを言いまして、市道にかかる橋梁数は719橋でございます。このうち、橋長が10メートル以上の橋梁、また重要路線に架橋されている橋梁の合計は81橋でございます。この81橋につきましては、これまでも目視等による日常点検を行ってまいりましたが、平成20年度から橋梁の健全度調査に着手しておりまして、6月1日現在で34橋の調査が完了しております。残る47橋につきましても、調査を行っているさなかでありまして、8月末に完了する予定でございます。この調査結果を受けまして、今年度から修繕計画の策定に着手することといたしております。

また、さきに申し上げました719の市道にかかる橋梁のうちの橋長10メートル以上 及び重要路線の橋梁81橋を差し引いた638橋につきましては、平成24年度までに調 査を行い、修繕計画を策定する予定といたしております。

続きまして、河川堤防についてお答えいたします。

現在、市が指定し、管理しております準用河川は22河川あり、計画的な改修を進めております。これらの河川堤防につきましては、洪水時に所要の機能が発揮されるよう、日常的な河川巡視などを実施し、機能管理に努めているところでございます。

しかしながら、経年に伴う安全性・機能性低下は洪水等につながり、甚大な被害が発生

する可能性があることから、今後も堤防等の状態を適切に把握する必要があると考えております。

議員御指摘の河川堤防の点検及び長寿命化修繕計画につきましては、安全・安心なまちづくりを進める上においても重要なことでございますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、漁港海岸堤防についてお答えいたします。

市が漁港管理者として維持管理している漁港は7漁港あり、その漁港海岸の延長は約20キロでございます。これまで、台風などにより被災した施設につきましては、災害復旧事業を実施してまいりましたが、各漁港海岸の施設につきましては、被災防止のため、計画的に水産基盤整備事業、海岸保全事業により、整備してきたところでございます。そして、これらの施設の点検、維持管理、補修につきましても、現状を把握しながら、随時実施しているところでございます。

今後、施設の点検、整備につきましては、老朽化による機能の著しい低下で、甚大な被害が発生しないようにするため、それぞれの施設の機能診断を実施しまして、それに基づき機能保全計画などを策定することとしております。

最後に、農林海岸堤防についてお答えいたします。

農林水産省が所管しておられます海岸保全区域内に設置されております堤防につきましては、高潮対策として、平成16年度から県の海岸保全施設整備事業によりまして、西浦新開作地区の堤防1,400メートルについて補強工事を行っておりまして、平成22年度には事業が完了する予定でございます。

また、その後、西浦干拓及び大道干拓の堤防約3,800メートルを、平成23年度から事業に着手する予定と聞いております。

なお、その他の同省所管の堤防につきましても、市が県から管理を受託しており、その 点検結果等に基づき、随時必要な補修を県にお願いしておりますが、議員御質問の長期的 な点検、補修計画につきましても、今後、県と協議してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、教育次長より答弁いたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) それでは、再質問をさせていただきます。

具体的に1つだけ例を挙げてお尋ねをいたしますけれども、市道にかかる最も古い橋梁で、その点検はいつごろ、どのような形で実施をされたのでしょうか、お答えできればお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(阿部 裕明君) それでは、お答えいたします。

代表的な事例といたしまして、防府市の佐波川にかかっております大崎橋でございます。これが昭和31年に架設され、本年で約53年ほどかかっておるというものでございます。この橋につきましては、平成3年及び平成10年に点検を行っておりまして、それ以降は今回実施まではやっておりません。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) なかなか定期点検というのがやられていない状況、今回、橋梁、堤防を例にとりまして、実情と対策を御答弁いただきましたけれども、そのほかにも道路とか市営住宅、あるいは下水道、公園の遊具などもそうだと思いますが、市民の命と安全、暮らしに身近な社会資本全体が老朽化、荒廃が進んでいるにもかかわらず、点検、維持補修がおくれている状況にあるというふうに思います。5年間1度も橋梁が点検されていないという状況があったわけですからね。

そこで、お尋ねをいたしますが、この間の維持補修費はどうなっているのか、平成 18年度以降、一般会計の予算で、今年度までの数字を示していただきたいと思います。

また、市の道路や橋梁というのは、基本的に単独事業となりますけれども、平成18年 度以降の単独事業費の推移につきましてもお願いをいたします。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 平成18年度以降の維持補修費、それと単独事業費の金額が幾らでしょうかということですけど、予算ベースでお答えしたいと思います。

維持補修費につきましては、平成18年度が7億1,000万円、平成19年度が6億9,000万円、平成20年度が6億5,000万円、21年度、今年度が6億500万円でございます。

また、単独事業費につきましては、平成18年度が32億円、19年度が27億円、平成20年度が19億円、そして今年度予算が16億7,000万円でございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 御答弁いただきましたように、平成18年度以降、どんどん減っております。この背景には、全国的にも三位一体改革で地方交付税が大幅に削られる中で、一番減ってきているのが地方単独事業でございます。また、小泉内閣の骨太方針、2003年の分ですけれども、示された方針では、市町村の維持補修など、小規模事業への補助が廃止や縮減がされたということが上げられると思います。

それにしても、答弁にありましたように、年々減少していくこの状況、耐用年数が来たインフラの維持更新など、市民の暮らしと安全に直結しているだけに、私はもっと増やしていくべきだというふうに思います。

考え方ですけれども、これまでの維持管理は傷んでから直すと、つくりかえると、こういう、いわば対症療法的なものであったと思うんですね。しかし、これからは傷む前に直して、できる限り長く使っていくという、いわば予防保全的といいますか、こうしたやり方、将来にわたって維持更新コストを減らしていくという流れに、全体として変えていく必要があるんだと思います。

この問題ではどうでしょうか、市政運営の基本にかかわる問題だと思いますので、市長さん、どのようにお考えか、こうした点ですね。今までは、高度成長期でどんどんつくっていったと。しかし、つくってきたものが40年、50年たってきて、今、例えば小・中学校の施設でもそうですよ、修繕でいろいろ要望があるけども、なかなか実現できていない点もあります。耐震化も、国が補助率を増やして、やれやれと言いながらも、しかし実際に市の財政状況は極めて厳しいわけですね。

こういう状況に陥っていますので、こういった考え方に、私は今後変えていく必要があるのではないかというふうに考えておりますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。 議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 私の考えということでの御質問でございますが、私も全く同感でございます。国におかれても、例えば東海道新幹線などを見ましても、あるいは東名高速道路などを見ましても、もうできてから随分になっているわけでありまして、これらの点検、補修というものも、年々、経年すればするほど莫大なものになっていくであろうということは容易に想像がつくわけでありまして、私どもとしてもあらゆる機会をとらえて、これが予算の確保のために全力を尽くしているさなかでございます。

今回、緊急対策でかなり手当がされておりますので、かなりの部分について、これらで、 できる限りのことを大分手を入れているのが実情でございますが、まだまだこれから先の ことを考えますと、大変不安な思いがいたしております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) ここに、総工事費評価額100万円当たりの労働者数調査という資料がございます。1992年度の公共工事着工統計調査年報というところから作成されたそうでございますけれども、これを見ますと、工事評価額規模が上がるにつれて労働者は減るという、こういう関係になってきております。何が言いたいのかといいますと、

例えば10億円の工事1件やるよりも、1,000万円の仕事を100件やったほうが、 同じ金額でも雇用に結びつく人数が多いということなんですね。

つまり、維持補修など身近な小規模工事は、地域の中小企業が受注をし、仕事興しにもなりますし、地域の雇用も増えます。やはり、今日の厳しい経済状況の中で、いわば地域循環型といいますか、そういった公共事業を進めることが、今、大事ではないかというふうに私は思います。

市民のそれこそ安全と安心、このことと、それから地域の中小企業の仕事興しを結びつけて、地域の住みよさを追求していく姿勢が今後問われていくのではないかというふうに思います。そのことを提案させていただきまして、この項を終わりたいと思います。

議長(行重 延昭君) 次は、介護保険制度について。健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 介護保険制度についての御質問にお答えいたします。

まず、本年4月からの、新しい要介護認定制度についての対応でございますが、今回の 見直しは、状態が変わらないのに認定が軽くなることがあり、認定にばらつきがあるので はないか、また要介護度が最新のケアを踏まえた新しい介護の手間をきちんと反映してい ないのではないかとの反省に立ち、認定基準が改正されたことであることは議員御承知の ことと存じます。

この見直しにより、最新のデータに基づく正確な介護の手間を反映した判定ができるように改善されるとともに、要介護認定のばらつきを減らし、公平性を確保するため、認定調査は調査員個々の判断が必要であったあいまいな定義を廃止し、調査時の状態をありのまま見る方法に変更されたところでもあります。

さらに、介護認定審査会では、調査データから導き出された1次判定結果からだけでは はかれない介護の手間をより正確に審査するため、個別、具体的に介護の手間の多寡を判 断できるよう、本人や家族から聞き取った、日ごろ困っていることや、介護の手間がかか っている内容を調査員の特記事項及び主治医意見書に具体的に記述し、2次判定の判断根 拠とすることが徹底されているところであります。

しかしながら、今回の見直しにより、「要介護認定が軽度に判定されるのではないか」 等の不安が生じているとの指摘を受け、見直し後の要介護認定方法への切りかえの時期の 不安や混乱を解消する観点から、一定期間、検証期間を設け、利用者が引き続き安心して サービスが利用できるよう、要介護認定の更新に際し、従前の要介護度を希望する申請者 に、その希望に応じ、従前の要介護度とすることができる経過的な措置を実施していると ころでございます。

これにより、検証期間中においては、利用者の不安が解消され、引き続き安定的にサー

ビスを利用していただけるものと判断しているところでございます。

4月、5月の認定実態についてでございますが、6月3日までの新制度での認定者数は、 新規が159人、区分変更が30人、更新が406人でございます。

更新認定者のうち、経過措置を希望する者は348人で85.7%、そのうち2次判定後に経過措置を適用した者は82人で、20.2%となっております。また、経過措置適用者のうち、2次判定で従前の介護度より軽度に判定された者が73人、重度に判定された者が9人でございます。

今後は、今回の要介護認定の見直しに係る国の検証結果を待ち、見直しされた要介護認定制度の中で、対象者が不安を抱くことがなく、安定したサービスが安心して利用でき、また、対象者の状態に合った最も適切な介護認定ができるよう、介護認定業務に携わる関係者の研修等を含め、万全を期していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、所得の少ない高齢者が介護サービスを利用しにくい状況にあるが、利用料軽減が 図れないかとの御質問にお答えいたします。

現在、利用者の軽減策といたしまして、原則1割の利用者負担が過重にならないように、 世帯での月単位の負担には所得状況に応じた上限が設定され、この上限を超えたときに払 い戻しをする高額サービスの制度がございます。

また、社会福祉法人等による軽減措置も講じられており、市内の社会福祉法人のすべての事業所が低所得者の利用者負担軽減に取り組み、利用料、食費・居住費について、所得の状況に応じた軽減を実施しているところでございます。

さらに、本来、自己負担であります施設サービス、短期入所サービスの食費・居住費に ついても、低所得者には負担限度額が設けられております。

このように、低所得者に対する軽減措置は介護保険制度で実施されておりますので、市 単独負担による軽減措置につきましては、今のところ考えていないのが実情でございます。 御理解をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今、御答弁の中にもありましたように、2カ月余りの認定実態を見ましても、経過措置を希望した人で、2次判定で前の介護度よりも軽く出る、軽度に出て、そして前の介護度に戻した人が、御答弁では更新者の数406人のうち73人、約18%ですね。本当、驚きの数字です。

国会で、帯広市では約3割の方が介護度が下がったというふうに報告をされております

けれども、御答弁にもありましたように、今回の国の見直しの理由というのが、要介護認 定について全国的にばらつきが見られるので、平準化を目指すというふうにして、本人の 状態や介助の程度はありのままに見るということにしたんですね。

ありのままなら問題はないではないかというふうな感じも受けそうですけれども、実は本人の能力をありのままに見るのではなくて、状態や介助の程度ですから、本来は介護が必要なのに、介護者がいなくてできていない場合は、介助されていないという欄に丸をつけるようになるんですね。

例えば、洗顔という調査項目、軽い認知症のために、顔を洗っていない人で、洗顔の手助けも受けていなければ、介助されていないというふうになるんですね。洗顔を行う習慣がないなどの場合は、介助自体が発生していないため、こういう理由だそうでございます。

調査員の特記事項、あるいは主治医意見書に基づく第2次判定が行われるにしても、まず基本は第1次判定でございます。要介護度によって、利用できる介護の内容が制限をされたりとか、あるいは利用限度額が決められているわけですから、改善されるべきものだというふうに私は考えます。

そこで、再質問ですけれども、厚生労働省は新しい制度への国民の批判を受けて、4月の17日付で経過措置の通知を出しましたが、これは認定の更新の場合であって、新規の認定の人は対象になりません。これでは不公平ではないかという意見が出ておりますけれども、この点についての御見解をお尋ねしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) お答えいたします。

この経過措置は、見直し後の要介護認定の切りかえ時期の不安や混乱を防止し、見直しに係る国の検証期間中にも、利用者に引き続き安定的にサービスを利用していただき、可能な限り、早期に安心感を持っていただくために実施するものでございます。

新規の認定につきましては、従前の介護度との比較ではなく、認定結果により、新たに介護保険でのサービスを利用していただくことになりますので、新しい制度での認定結果により、最適なサービスを御検討いただくことになります。

以上です。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) やはり、例えば同じ要介護1の判定が出て、片方は前の要介護度、例えば2のサービスが受けられる、片方は要介護1のサービスというふうに、現状になれば、私は不公平だと言わざるを得ないと思っております。

ところで、この経過措置は国の検証期間の期限までというふうになっておりますけれど

も、いつまででございましょうか。また、検証期間終了後は一体どうなるのか、わかって おりましたら、御答弁をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 検証期間につきましては、現在のところ、具体的に示されておりません。今後、要介護認定の見直しに係る検証検討会において、現場の状況を踏まえて検証することになっております。検証期間終了後の要介護認定制度につきましては、検証検討会から新たに示されるものと考えております。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 御答弁にもありましたように、期間はいつまでともわからないと、その後、どうなるのかもわからないという状況ですね。

本当に現場でいろいろなお話をお聞きしますと、さまざまな混乱が見られております。 当面、問題の検証が終わるまでは新認定基準を凍結をして、要介護認定の見直しについて も慎重な再検討が私は必要だというふうに思いますが、市として国に対し、いろいろ要望 していただきたいと思うんですが、そのあたりいかがお考えですか、最後にお尋ねいたし ます。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 先ほど申し上げましたように、国は現在、新しい要介護認定制度の検証を行っております。市では、日々、検証を行い、最も適正な介護認定ができるようにも努力しておるところでございます。国の検証結果が出次第、国の方針に基づき、さらにより適正な介護認定ができるものと考えております。

なお、全国市長会といたしましては、厚生労働省に対して、早急な検証結果に基づく方 針決定を要望していくこととしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 次に、低所得者の利用料の軽減ですけれども、国の制度移譲は考えていないという御回答でございました。国は、介護保険法を準備をしているときに、2010年には恐らく80%に平均利用率が上がるだろうということを、こういう見込みを立てておりました。しかし、最新の2008年9月、昨年の9月の調査では80%どころか53%と、非常に低調でございます。やはり、この背景に重い利用料の負担があることは言うまでもございません。

少し数字をお尋ねをしたいと思いますが、防府市では利用限度額に対する、介護度によって利用限度額というのが決まっておりますけれども、利用限度額に対する利用率はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 利用率でございますが、要支援1からいきますが、要支援1の方で49.2%、要支援2で42.7%、要介護1で44.8%、要介護2で55.7%、要介護3で57.9%、要介護4で62.6%、要介護5で71.9%となっております。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) なかなか限度額いっぱいに利用できない状況が、この数字から見てもわかると思います。大体平均約55%ぐらいだと思いますが、本当に低調でございます。

日本福祉大学の近藤克則教授がいらっしゃいますが、これは10年前の研究でございますけれども、課税所得がゼロの人、例えば国民年金のみで生活しているような方ですけれども、課税所得がゼロの人が課税所得200万円以上の人に比べて、介護が必要となる確率は5倍も高いということが報告をされています。

つまり、所得が少ないということは、適切な医療を受ける機会が少なかったり、それまで苦労が多く、高齢期に介護が必要になる可能性が高いというふうな調査報告を出されておりますけれども、やはりほかの市では独自に補助を出して、自己負担の軽減をしているところもございます。

市の努力で、こういった温かい独自策も打ち出せるのではないかというふうに思いますが、今後、ぜひ検討していただきたいということを改めて要望いたしまして、この項を終わりたいと思います。

議長(行重 延昭君) 次は、就学援助制度について、答弁を求めます。教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

まず、認定基準を引き上げるべきではないかとの御質問にお答えします。

就学援助は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行うもので、前年の所得による基準、または別に定める認定要件により可否を決定し、支給しております。

議員も御承知のように、平成17年度に国が制度を見直し、認定者の大部分を占める準要保護者については、国庫補助金から交付税措置に切りかわり、一般財源による対応となりました。

このような状況の中で、教育委員会といたしましては、大変厳しい財政事情を考慮しつ つ、就学困難と認められる児童・生徒の保護者を引き続き支援するため、平成17年度か ら平成19年度にかけて、段階的に認定基準の見直しを行ってまいりました。

全児童・生徒数に対する支援対象者数の割合、いわゆる認定率は、見直し前の平成16年度の21.96%に対し、平成20年度は21.18%であり、わずかに減少しているものの、ほぼ同様の割合となっております。一方、援助費の支給額については、平成16年度の約1億3,200万円から平成20年度には約1億4,900万円に増加しております。

教育委員会といたしましては、当面、現状を維持したいと考えておりますので、御理解 を賜りたいと存じます。

次に、保護者の失職等の経済的理由により、就学が困難になった場合の対応についての御質問にお答えします。

昨年9月以降の急激な景気悪化により、離職を余儀なくされ、再就職できない方、あるいは操業短縮等で収入が減少した方など、生活に困窮されている方が就学援助費の申請をされている場合、前年の所得が基準を超えていれば、所得の要件では認定されないことになります。

しかしながら、このような場合、前年度、または当該年度において、児童扶養手当法に基づいて、児童扶養手当の支給措置を受けた方、地方税法に基づいて、市民税、固定資産税等の減免措置を受けた方、国民年金法に基づいて保険料の減免措置を受けた方などには、所得による認定以外の認定要件に基づき審査をいたします。

特に、離職を余儀なくされ、再就職できない方については、離職票等の写しを手続の際に添付すれば、国民年金保険料の減免措置を受けることができると聞き及んでいますので、 その減免措置を受けられた方については就学援助の認定が可能となります。

今後とも、教育委員会としては、児童・生徒が安心して充実した学校生活が送れるよう、 引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) それでは、再質問をさせていただきます。

壇上でも申し上げましたように、2006年の国のアンケート調査の結果を紹介いたしました。制度の利用については、企業の倒産やリストラなど、経済状況の変化によって家計が厳しくなった、だから就学援助を利用したという場合が最も多いわけですね。2006年以降、ますます経済状況というのは厳しくなってきております。

ですから、本来なら、この制度は拡充をしていくことが必要だというふうに思いますが、 なぜこれほど基準額を減らしてきたのか、そのあたり、教育委員会の実情といいますか、 状況を、お答えをお願いしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 先ほど御答弁申し上げましたように、就学援助費につきましては支給額が年々増加しております。また、2分の1の国庫補助制度にもかかわらず、実際には1割程度の補助金しか交付されていないという状況でございました。これに加えまして、平成17年度からは交付税措置ということで、一般財源化されまして、さらに財政需要が増大して、大変制度の維持が難しい状況というふうになりました。

しかしながら、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、引き続き安定的に 支援を続けるためには、支給基準の見直しをせざるを得ないという判断をいたしまして、 段階的に見直しを行ったものでございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) ここに、平成19年度の県内の就学援助実施状況という一覧がございます。県内の平均の認定率は24.7%、防府市はこの時点で20.9%と、県内の平均以下という状況になっております。最も多いのは、これを見ますと、下関市で34.1%というふうになっておりますね。県内の基準額がどうなっているのか、ちょっと調べた中でも、例えば宇部市なども標準4人世帯で借家の場合は約340万円未満と、持ち家の場合は約300万円と、防府の場合は267万円ですから、本当に市によって努力の差が大きく出ております。

少なくとも、文部科学大臣が、一般財源化により、この事業は縮小することはないというふうに国会で答弁されておりますけれども、こうした2004年度基準にまで戻して、 それから県内の平均以下といった状況はなくすべきだというふうに私は考えますけれども、 そのあたりのお考えはいかがでございましょうか。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 御指摘のとおり、本市の認定率は、平成18年度、19年度とも、御指摘のとおり、県平均値を下回っております。国の補助金がなくなる中で、就学援助費の安定的な維持につきましては、各市とも苦心されているようでございまして、平成19年度から今年度にかけて、周南市、下松市、光市、岩国市、山口市におかれては引き下げ等の見直しを行っておられるようでございます。20年度につきましては、まだ数値が示されておりませんが、各市の認定率が下がるのではないかというふうに思っております。

教育委員会といたしましては、当面、現状の水準を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 急激な経済状況の悪化で、年度途中でも認定を必要とする人に対して、速やかな対応が求められると思いますが、市民に制度の趣旨、あるいは申請手続について、周知の徹底を図っていく必要があろうかと思います。この点について、どのようにお考えになっておられるのか。

また、周知については、保護者に配布をされておりますお知らせの文書ですが、もう少しわかりやすく工夫をお願いしたいというふうに思いますけれども、そのあたりも含めて御答弁をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 申請手続の周知徹底につきましては、毎年度3月に小・中学校の在校生全員に、学校を通じ、就学援助費の申請についてのお知らせのリーフレットを配布しております。また、新小学1年生につきましては、入学式のときに配布をしております。また、3月15日の市広報やホームページなどにも、掲載しているところでございます。

私も、このたびの御質問をいただきまして、改めてリーフレットを読み直しましたが、 御指摘のように、もう少しわかりよく表現する部分もあると思いますので、保護者の方に とって、より親切でわかりやすいものにしてまいりたいというふうに考えておりますので、 よろしくお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) ありがとうございます。

最後の質問になりますが、就学援助制度の一部が一般財源化されたことで、就学援助を受ける世帯が多い自治体に大きな負担がかかれば、それ自身が制度の基準を引き下げる悪循環にも陥りかねないわけですね。この間の自治体の状況を見ても言えると思います。

国に対して、改善のための財政措置をとるように、私は市として要望すべきではないかと。就学援助制度が単なる制度ではなくて、本当に子どもの貧困の問題を含めて、大きな視野で考えていかなくてはならない、憲法の言う教育は無償であると、この精神を十分に発揮する中身であるならば、もっと国は財政措置をすべきだというふうに考えますので、この点、市はどのようにお考えか、市として要望すべきだというふうに私は考えますけれども、その点の御回答をお願いします。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 先ほどもお答えいたしましたように、県内他市におかれま

しても、本市同様、安定的な就学援助制度の維持に大変苦心されていると思いますので、 まずは他市としっかり協議をして、連携して、対応してまいりたいと考えております。よ るしくお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 他市と連携をしてということで、それぞれの自治体が多くの悩みを抱えながら、この制度の充実に取り組んでいると思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

家庭にとっては、教育費の負担というのは大変大きいものがございます。本当にこの制度の趣旨が生かされて、どの子も安心して学べる環境づくりの一環として、さらに充実をされますように切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(行重 延昭君) 以上で、12番、山本議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、6番、土井議員。

〔6番 土井 章君 登壇〕

6番(土井 章君) 明政会の土井章でございます。質問通告に従い、質問をいたします。

第1点目は、雨水被害対策についてでございます。

先日、当地も梅雨入り宣言がなされました。しかし、幸か不幸か、その後、一向に雨は降らず、一部地域によっては水不足が懸念されているきょうこのごろでございますが、来週初めから本格的に雨も降るようで、水不足の地域の方には喜ばしい一方、浸水や川の越流常襲地帯の方々には憂うつな季節となりました。

御案内のとおり、防府市は県下最大規模の平野を擁しております。このため、陸地の標高差が極めて少なく、天神山のふもとの私の家のすぐ近くに一等水準点がございますが、 ここの標高がたったの14.278メートルです。

また、周辺地域を除くと、川というほどの川もなく、川という名前がついておっても佐 波川の取水堰を水源とするようなもので、乙井手、青井手の2水系の農業用水路があるの みであり、この用水路は下流に行くほど狭く、また毛細血管のごとく分流しております。

一昔前までは、各所にあった水田が雨水の一時貯留機能を果たしておりましたが、高度成長期以後の土地の高騰や農家の農業離れで、一気に宅地開発による市街化が進展したことにより、雨水が直接用水路に流入することとなり、至るところで浸水や越流被害が出てまいりましたが、そしてさらに近年では、市街化区域近接の地価の安い調整区域において宅地開発が盛んに行われており、雨水による被害の傾向は強くなってきているのではない

かと危惧しておりますが、かねてより新農業水利システム保全事業による整備が昨年で完了し、これら用水路の水源地である総合堰を遠隔操作できるようになり、早目早目の対応により、幾分改善されているのではないかと期待をしております。

しかし、それですべてが解決するわけではございませんので、数点、質問いたします。

まず、来年度が最終年度となる第三次総合計画の後期基本計画において、排水対策として排水路の整備や内水対策の推進が掲げられておりますが、この計画に基づく各種の事業実施の結果、どこの浸水常襲地域が改善されたか、また未改善地域の今後の対策について、お伺いをいたします。

次に、市街地における側溝の堆積土の浚渫対策についてでございます。

周辺地域にあっては、田植え前に地区で溝さらい等が行われているようでございますが、市街地の側溝は日ごろは水は流れておらず、雨天時のみ存在感を示す排水路としての機能しかないこと、また分厚いコンクリート製の溝蓋や頑強な鉄製グレーチングで覆われており作業が難しいこと、さらに道路は狭隘の上に交通量が多く、大変危険である等の理由から、地元自治会では浚渫作業を行っていないのが実情でございます。

このため、土砂が堆積し、側溝本来の役目を果たしていないところや、グレーチングの すき間から雑草が顔を出しているところが随所に見受けられます。特に、宮市地区に多い ように思います。

過去にも何度か、市当局による浚渫が指摘されておりますが、市の回答は、コンクリート蓋を外す器具を貸すから、浚渫は地元自治会でやってくれということのようでございます。

しかし、先ほども申しましたように、周辺地域と違い、中心部の道は狭い、交通量は多い、ほとんど重い溝蓋がしてあって、大変な重労働である等の理由から、不可能なのが実情でございます。

排水対策面、あるいは観光面からも、早急な対策が求められますが、所見をお願いいたします。

3点目は、一度に側溝や用水路に雨水が流入するのを防ぐ対策でございます。

各家庭や事業所で不用となった浄化槽の雨水貯留槽への転用や、新たに植木等への散水用に雨水貯留槽を設置した場合、その費用の一部を補助する制度ができないのかと思うのであります。地球環境や水資源対策にもなり、一石数鳥の効果が期待できます。

この項の最後は、宅地開発される場合、開発行為の段階で基準値まで盛り土がなされ、 家屋の建築段階でさらに一段地上げされているのが現状でございます。また、各宅地区画 の前面の団地内道路等には排水路が設置してありますが、少しでも宅地の有効面積を増や すためでしょうか、宅地の後ろ側等々は何の措置もされていない団地をよく見かけております。この場合、ブロック塀等が設置してなければ、隣接の既存宅地の敷地に雨水が流入することとなり、隣家の人は困っているという話を何度か伺いました。

また、開発以前は田畑が雨水貯留機能を持っておりましたが、開発されると、団地内の 雨水は一挙に既存の用排水路に流入することとなり、既存の用排水路にこれを受けるだけ のキャパシティーがない場合、越流することも予測されます。

このような事態を予防するため、新規に住宅団地開発を行う場合、団地の後ろ側も含めた周囲に排水路の設置をすることと、団地内の道路や広場等の地下に一時貯留槽の設置を指導することはできないかと思います。この場合、街路樹への散水や防火水槽としての利用も可能になるわけでございます。

以上、この項、4点についてお尋ねをいたします。

次に、防府市まちづくり委員会について質問をいたします。

2011年度を初年度とする第四次防府市総合計画の策定に当たり、広く市民の意見、 提言等を計画に反映するためとして、防府市まちづくり委員会が設置され、今日までに 2回の会合が持たれております。10年先の防府市の姿を描く、極めて重要な計画づくり であり、委員会の役割も大変重要でございます。

さて、委員会の構成でございますが、定数は35名以内とし、発足当初は学識経験者4名、団体等の代表者17名、公募委員10名の計31名でございましたが、その後、小・中学校のPTA、保育協会、障害者団体の代表が計4名追加され、現在では定数いっぱいの35名となっております。

しかし、私は、それでもバランス上不十分と考えざるを得ませんし、これで10年先を 見越した真に市民が期待するような立派な総合計画ができるのか、いささか危惧せざるを 得ないのでございます。

さきに実施されました市民アンケート調査の結果によりますと、「整備された医療施設や保健衛生サービスが整っている」、あるいは「安心して子どもを産み育てられる環境が整っているか」との項目について、前回調査と比較しますと、満足度は大幅に下がり、重要度は大幅に上がっております。にもかかわらず、医療関係者が委員に1人も入っていないのは、どう理解すればいいのでしょうか。

第三次計画策定時の委員会では、医師会と看護協会の代表として 2 名の方が参画されて おられますが、その道の専門家の方々が参画して作成した総合計画でも満足度が下がった のだから、今回は遠慮してもらったということでしょうか。

また、市内商業施設の利用度では、「よく利用する」「たまに利用する」項目は、大型

商業施設72.7%に対し、地元商店街は35%となっており、前回調査と比較しても地元商店街の利用率は低下しております。このような調査結果、あるいは市の顔とも言える中心市街地の再活性化の重要性からすると、実際にそこで商売をされておられる商店街連合会の代表の方が入ってしかるべきと考えます。

さらに申し上げるならば、現在、委嘱されている団体の中には、年に何回かのイベントを行っているのみの団体もあるように思料されますが、むしろ例えば地域のお年寄りや子ども、生活困窮者等のお世話をされて、課題等もよく把握しておられる民生委員、児童委員さんのような、日常的に活動されている団体が必要ではないかと思っております。

そこで、お尋ねしますが、団体等についてはどのような考え方、方針のもとで委員を委嘱されたのか、お伺いをします。また、定数を変えてでも、これらの方々を追加委嘱する考えはないか、あわせてお伺いをいたします。

また、公募委員については、応募者14名、うち男性11名、女性3名となっておりますが、団体の代表に女性が少ないこともあって、女性は全員委員委嘱したと伺っており、 女性の参画は望ましいことで、評価をいたします。

一方、男性は4名が落選したことになりますが、さきの市民参画懇話会の公募委員でも あった方が3名、今回も委員になっておられます。

私は、できるだけ多くの方が市政に参画していただくべきという考えに立つものですから、初めて応募された人を優先するとか、あるいは年齢階層、地域バランス等も考慮すべきであったのではないかというふうに考えますが、どのような基準に基づいて委嘱されたのか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、マツダ防府工場に係る給食関係の地元産品の利用について伺います。

市は、マツダ株式会社の生産調整に係る離職者及び関連事業者への支援に資するため、防府市マツダ関連対策本部を設置し、各種相談や施策を展開してこられ、関係者には大変歓迎されております。

ところで、マツダ防府工場におかれては、このたびの生産調整の一環かどうかは知るよ しもございませんが、この4月から社員食堂や社員寮等の給食業務の委託を、それまでの 市内業者から、全国展開している企業に変更されたと伺っております。このことについて は、一企業が会社内部の方針で変更されたことであり、私は干渉する資格も、つもりもご ざいません。

ただ、従前、請け負っておられた市内の業者は、大変ありがたいことに、みそ、しょうゆ、豆腐、うどん、ちくわ、かまぼこ、お茶等々、市内業者が製造販売している食材については極力市内業者の製品を使用されており、これらの業者からは大変喜ばれており、ま

たマツダさんにもお世話になっていることから、感謝の意を込めてマツダ車を積極的に購入するなど、非常に良好な関係になったと伺っております。

しかし、全国展開している企業に変わることから、市内業者の食材がオミットされることが懸念されたため、私は3月議会の総務委員会で、市マツダ関連対策本部は離職者や関連事業者対策のみを行うのではなく、間接的であっても、マツダに商品を納入している中小零細業者対策についても行動すべきで、新規請負企業やマツダさんに対し、引き続き地元製造業者からの納入を要請すべきであるとお願いをいたしましたが、当局におかれては、その後、どのような対応をとられ、また現状をどのように認識しておられるか、御教示願いたいのであります。

以上で、壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、防府市まちづくり委員会についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、現在の第三次防府市総合計画は、平成12年度に策定され、平成22年度となっている計画期間の終了まであと2年となったことから、現在、新たな総合計画の策定に向けた取り組みを進めているところでございます。

新たな総合計画は、これからの防府市のまちづくりの基本的な方針を示す重要な計画であり、各種団体並びに市民の皆様の参画と協働により、誇りと愛着を感じられる防府市の実現に向けた、夢のある計画を策定してまいりたいと考えておりまして、策定に当たりまして、広く市民の意見、提言などを計画に反映させるために、学識経験者、各種団体代表者、公募委員からなる防府市まちづくり委員会を設置しているところでございます。

御質問の各種団体の代表委員の選考の考え方についてでございますが、このたびのまちづくり委員会の委員の選考に当たりましては、第三次防府市総合計画の策定時に設置されましたまちづくり委員会や、後期基本計画策定時のまちづくり委員会の委員構成を参考にして、年齢層や職業関係などをはじめ、学識経験者や公募委員の人数などを総合的に検討した中で、各種団体を選定させていただいたものでございます。

なお、現在の委員構成において、医療関係等の委員がいらっしゃらないという議員御指摘の点につきましては、委員会全体の委員数もございますので、今後につきましては、必要に応じて委員以外の方に委員会に出席していただき、御意見をお伺いすることもできますので、医療関係の方や、そのほかのいろいろな関係者の方々から御意見を伺って、計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、公募委員についての御質問でございますが、今回の公募委員の募集に対しましては14名の応募があり、提出していただいた「私の考える防府市のまちづくり」というテーマの小論文をそれぞれの選考委員が選考要領に基づき評価し、選考委員会において選考させていただきました。

なお、選考に当たりましては、公平性を確保するため、選考委員には応募者の住所や氏名はお知らせをしておりませんので、初めての方や重複した方については考慮しておりませんが、今後の種々の公募委員の選考に当たりましては、委員の重複制限を設けることや、年齢階層等への配慮なども含めて総合的に検討し、選考基準の見直しを行ってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、次期総合計画の策定に当たりましては、防府市まちづくり委員会や議会まちづくり委員会の皆様をはじめ、多くの市民の皆様からいろいろな御意見や御提言をいただいて、夢のあるすばらしい計画となるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長、産業振興部長より答弁いたします。 議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) それでは、再質問させていただきますが、私は第2回目の委員会を傍聴いたしましたが、そのときは5名の方が欠席、第1回目は傍聴しておりませんので、議事録を拝見させていただきましたが、6名の方が欠席となっております。このうち、ある団体の代表者1名ですけども、この方は2回とも欠席でございます。

団体として物申すことがあれば、何が何でも出席をされたというふうに思います。その必要がないから、2回とも欠席されたんだと思いますが、そういう団体は遠慮をしていただいて、辞退をしていただいて、医療関係者等、そういうようなものと差しかえることはできないのか、お伺いをしてみたいというふうに思います。

また、団体代表の方は、個人の資格で委員になっていらっしゃるわけではございません ので、これだけ多数の方が欠席というのは甚だ残念でなりません。都合がつかない場合は、 代理出席をしてもらう等の対策を講じるべきではないかというふうに考えますが、所見を お伺いします。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) まちづくり委員会の現状について、議員から御指摘をいただきましたが、私もかねてから、ほかのいろいろな団体などの会合に出ましても、ある団体の方はいつも欠席の団体がございます。その都度、私はなぜなんだということを担当者にもよく詰問もしてきたわけでございますが、やはり議員がお話しのように、今後の対応につ

きましては、そういう方々にかわっていただいて、別な団体の方に出席、御発言の機会を与えていただけるようにお話をしていくという配慮は、当然持たなくてはいけないことではないかなと、基本的に私は考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 続きまして、団体からの欠席者でございますが、御指摘のとおり、やっぱり出ていただくことが重要でございますので、今後、どうしても都合がつかない場合には代理の出席の方を出していただくように、お願いもしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 市長さん、それから総務部長さんにも前向きの答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ところで、先日、同僚議員が、公募委員の応募選考状況等について、情報公開請求をいたしましたが、彼の話によると、開示されたのは性別のみわかる、あとは全部黒塗りの文書であったようでございます。小論文を含む応募書類はすべて非開示、黒塗りでもなくて、非開示のようでございます。その主な理由は、個人が特定されるおそれがあるというものでございます。

しかし、委員に選任された人は個人が特定されているわけであって、また選任されたことで、ある意味、公人とも考えられ、せめて年齢、略歴等は公表すべきではないかと考えます。

また、選考されなかった人につきましても、せめて年齢、あるいは住んでいる地域、応募論文は開示しても、神様でも個人は特定できないと思いますし、応募論文に個人が特定できる部分があれば、そこは黒塗りすれば済むことで、非開示理由は到底納得できないのでございます。

また、現在、審議されております自治基本条例案では、自治の基本原則として、第 5 条で「市民、市議会、市長等は、市政に関する情報は共有する」とうたっており、第 1 5 条でも「積極的に公表し、提供する」と定義しております。

改めて、すべてを開示しなかった理由について、お伺いをいたします。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 開示しなかった理由ということでございますが、いわゆる情報公開条例、これに基づきまして、基本的にはお出しをしているということでございますし、なおかつ個人情報保護という観点から、私どもはそういう判断をいたしたということでございます。

なお、いわゆる不満といいますか、不服等がございましたら、そういった救済の機関もあるようでございますので、ぜひその場でも御議論いただきたいというふうに考えております。

今現在、私どもが判断をさせていただいたのは、あくまで条例等の判断の中で判断をしたということで、御理解をいただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 今の答弁には納得できませんけれども、申請者が多分異議申し立てをするでしょうから、審査委員さんの判断を見守りたいというふうに思っております。

しかし、自治基本条例を本当に真の自治基本条例にするためには、基本条例ではすべて といいますか、積極的に開示すると言っておきながら、情報公開条例に基づいて、あれは 出せん、これは出せんというのでは、何だか詐欺行為のような感じがしてなりません。

そこで、そういうことをできるだけ防ぐために、提案ですけれども、今後、公募等を行うときは、選任された場合はこれこれの文書、選任されなかった場合はこれこれの文書は公開するということを公募時の条件に入れるべきではないか、本人の了解を事前にとるという意味でございますけれども、そういう措置をとるべきではないかというふうに考えますが、考えを伺いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 御意見として伺っておきますが、まだそれができるかできないかは、ちょっと私どもも再度調べてみなければ、ちょっと何とも申し上げることはできないんですが、確かにそういった形で事前に了解をいただいておれば、一般的には可能というふうには考えておりますが、再度ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 難しい話ではないと思いますので、ぜひやっていただきたいということを要望して、この項の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、雨水被害対策について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長(阿部 裕明君) それでは、私のほうから、雨水被害対策について の御質問にお答えいたします。

最初に、第三次総合計画の後期基本計画に基づく排水対策の進捗状況と未改善地域の今後の対応についての御質問にお答えいたします。

市内を流れる河川や水路の大半は、雨水排水路とかんがい用水路の機能を兼用しており、用水の取水時期には満水に近い状況となるため、海岸に近い低地帯地域では、満潮時に豪

雨等が伴った場合は自然流下による海への排水が困難となることから、その背後地域に浸水被害を及ぼしております。

こうした浸水被害を解消するため、本市では、牟礼前町地区において、まちづくり交付金を活用した都市基盤河川・勘場川放水路河川改修を、平成21年度末の完成に向けて整備を進めております。

また、中関地区や西浦地区においても、防府基地周辺障害防止対策事業による排水路等の整備を進めております。このうち、中関地区では、整備後30年以上が経過する排水機場のポンプ能力のアップや、調整池の新設及び未整備地区への施設整備を平成24年度の完成に向けて進めており、西浦地区においても、幹線排水路の整備が、県事業により、平成29年度の完成に向けて進められているところです。

さらに、勝間地区においては、県事業の三田尻中関港海岸高潮対策事業との合築による 排水機場の整備にあわせ、公共下水道事業による雨水排水路の整備を進めており、雨水排 水路整備が平成24年度、高潮対策事業が平成29年度に、それぞれ完成する予定となっ ております。

このように、市内の低地帯地域における排水対策については、各種事業により鋭意整備 を進めていることから、完了後にはこれら地域の浸水被害は一段と改善されるものと考え ております。

しかしながら、県事業については完成まであと10年程度を要することから、今後とも 早期整備が図られますよう、引き続き県当局に対し要望してまいりたいと考えております。 続きまして、2点目の市街地における側溝の浚渫対策についての御質問にお答えいたし ます。

側溝の浚渫は、原則として、地元に維持管理をお願いしております。蓋の取り外しが困難な場所においては、蓋を取り外す器具の貸し出しも行っております。

しかしながら、御指摘のとおり、市街地には交通量が多く、危険と思われる箇所もございます。大雨が降った場合、側溝に多量の堆積した土砂が通水を阻害し、道路冠水や宅地浸水のおそれがあり、このような緊急性のある箇所につきましては、市が側溝の土砂浚渫を行うなど、対応策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の家庭や事業所における雨水の貯留施設設置に係る補助制度の創設 についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、宅地内の雨水流出抑制や水リサイクルの方策として、雨水 貯留タンクの設置や浄化槽転用雨水貯留施設に対する補助制度を導入された自治体がござ います。県内にはこの制度を導入している自治体はございませんが、導入されている自治 体の制度の利用状況等を参考にして、補助制度について研究してまいりたいと考えております。

続いて、4点目の宅地開発における雨水処理対策についての御質問でございますが、まず開発団地の周囲に排水路を設置することについてでございますが、現在の開発申請では、宅地内の排水が既存宅地へ流入しないよう、宅地に勾配をつけて、開発道路の側溝に流入するよう計画されている件数が多数となっているのが現状でございますが、開発地の隣接宅地への影響等を考慮し、雨水の既存宅地への流入防止については十分に指導してまいりたいと考えております。

次に、団地内の道路や広場等の地下に貯留槽を設置することについてでございますが、 都市計画法で、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内に おいて雨水を貯留する施設を設けることとなっております。

この施設は一時的に貯留するための施設であることから、防火水槽や樹木の散水等、多目的に利用することにつきましては、他市の状況等も考慮し、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 一番最初の第三次総合計画での積み残しの分については、現在、継続中の事業もあって、鋭意、県事業については強力な推進を要請しということでございました。やはり家がつかったりするということは、安心・安全という面では一番大事なこと、基本ではないかなという思いがしております。

今後とも、第四次の総合計画の中でも強力に推進していただくよう、お願いをしておきます。

それから、2番目の都市部におけます側溝、あるいは溜桝の堆積土の浚渫でございますが、私、きょうもといいますか、けさも市長さんの自宅の前を通って議会に参りましたが、市長さんの家の前の道の反対側の側溝には植物が植えてあるとは思えない、雑草が側溝に生えておりました。それは大変危険だから、なかなかのけられないと思います。市長さんの家のすぐ前じゃないですよ、道の反対側ですからね。

それから、改良されました新橋牟礼線で申し上げますと、天満屋さんの前から東へ向かって数百メートルの間に幅40センチ、長さ70センチ、深さ五、六十センチぐらいの溜桝のグレーチングの間から雑草が顔をのぞかせております。要するに、側溝の底から生えてきておるわけでございます。大変見ばえが悪いし、観光客も通るというところですので、時々出ている分を切ったり刈ったり摘んだりもしますが、雑草は強いものでございまして、

すぐ伸びてきて、結局イタチごっこで、もうあきらめております。

現在はグレーチングの上、四、五十センチになっており、立派に穂が出ているところまでございます。堆積土を浚渫しないと、根本的な解決になりませんし、堆積土がもっと積もりますと、横の水路のほうにまで、地下の水路ですけれども、流れていって、最後には大金がかかるというようなことにもなろうかと思います。何とか対策を講じたいという御回答をいただきましたが、早期の解決を要望をしておきます。

宅地開発における雨水処理対策、あるいは家庭や事業所における雨水処理対策につきましても検討をさせていただくということでございますが、特に4番目の宅地開発における雨水処理対策につきましては、開発業者は確かに真ん中の通路のほうに水が落ちるように傾斜をつけて造成をするかもしれませんけども、家を建てる人は全く開発業者ではなく、別の人が家をつくるわけで、そのときはなぜか、また盛り土をして一段と高くなって、中央のほうに傾斜をするのでなくて、むしろ外のほうに傾斜をするような状況が多々見受けられます。

強力に十分指導していくということのようですが、十分指導をされ、あるいは建築確認のときにブロック塀が後ろ側に、あるいは隣の境界との間にブロック塀をつけられないのなら、少なくともブロック1つ分ぐらいは立ち上げさせて、隣家のほうに水が流れないようにしていくべきでは、指導、あるいは条件をつけるべきではないかという思いがしております。

ぜひ実効性のある行動をとっていただきたいということをお願いをしておきますが、最後に、この項で一つだけお伺いをしますが、まちの駅関連で、現在、防府信用金庫の宮市支店から天満宮前までの電線類の地中化事業がスタートをしております。それはそれで結構ですが、この間の側溝は、側溝があるのかないのかわからないほどの状態でございます。また、あるところも深さは5センチか10センチ、5センチはあれかもしれませんが、10センチか15センチぐらい、非常に狭隘ですし、あっても非常に重たい溝蓋がしてあるというような状況でございます。この際、電線の地中化工事と同時に、ちゃんとした排水のための側溝を設けるべきではないかというふうに思いますが、どのような整備方針になっているのか、お伺いをいたします。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(阿部 裕明君) それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。 今年度実施を予定しております電線類の地中化区間でございますが、防府信用金庫宮市 支店から東に行きまして、宮市本陣兄部家あたりまでを今、計画しております。この電線 類の地中化に合わせまして両側に側溝を整備するというような計画で進めておりますので、 御了解いただきたいというように思っております。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長(行重 延昭君) 次は、マツダ防府工場への給食食材の納入業者について。産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) マツダ防府工場への給食食材の納入業者についての御 質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、昨年、世界的な金融・経済危機が進行する中、自動車産業などの製造業を基幹産業とする本市におきましても、マツダ防府工場や関連企業における大規模な雇用調整は、地域経済、地域社会に与える影響が多大なものになると強く懸念し、市といたしまして、この緊急事態に対応し、全庁的な取り組みを進めるため、防府市マツダ関連対策本部を設置し、これまで19回の会議を開催するとともに、総合相談窓口の開設をはじめ、緊急住居対策や緊急雇用対策等の諸施策を山口県やハローワーク等の関係機関と連携して実施してまいりました。

そのような中で、3月に議員からマツダ防府工場の給食供給業者の委託先変更のお話を お聞きしましたので、企業の経営方針に関することではありますが、市内の他の事業所等 と同様に、物品購入、工事発注等の市内業者への優先発注についてのお願いをしたところ でございます。

次に、現状をどのように認識しておられるかという御質問でございますが、現在、各中 小企業の皆様は大変苦しい状況にあると考えておりますし、市内の事業所が物品購入や工 事の発注等で市内の事業所を利用すれば、地産地消の効果としてお互いの事業所が元気に なり、地域経済の活性化にもつながっていくものと考えております。

また、地産地消の効果を発揮するには、市民、事業者・関係団体、市などが連携して取り組むことが大切と考えており、市といたしましても、引き続き商工会議所と連携し、「バイ防府運動」を通して、行政のできる範囲で、各企業等に地元産品の利用についてお願いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 現状認識については、私の質問の趣旨と回答が全く違っているように思えて仕方ありません。私が現状認識をお伺いをしたのは、従前市内業者が入っていたときに、そこに納入していた市内の零細業者の取り扱いが今どうなっているかという

ことをお伺いをしたかったわけですが、答えは市内全体の話になってすれ違ってしまいましたが、現状を申し上げますと、私が聞いた範囲で申しわけないんですが、1度、2度、4月の初めごろ申しわけ程度に発注があって、地元業者のほうから言えば受注があってということかもしれませんが、それきりの状態になっているというようなことでございます。この種の業者は大変零細の業者でございまして、家内工業に毛が生えたような程度のものと言っても過言ではないというふうに思っております。

したがいまして、生産量には限界がございまして、マツダさんに納入するようになって も、その分プラスアルファで増産をしてきたわけではなく、既存の生産能力の中でマツダ さんに納入していたわけでございます。業種によっては、全生産量の30%程度にもマツ ダさんにお世話になったというような話を聞いております。

そこで、マツダさんへの納入が途切れるということになりますと、その分、要するに、30%分をどっかに売って歩くことをしなきゃいけないわけです。マツダさんに納める前はどっかに30%分は売ってたわけですけれども、マツダさんに納入できることによって30%分の市内への流通という道が細くなった、管が細くなってきている状態でございまして、今、マツダさんから縁が切れるということは30%分の販路拡大、販路を探して歩かなきゃいけない、一度閉じた販路というのはなかなか復元するのは難しい、そういう業者さんにとっては死活問題であると、夜逃げをせんにゃいけんかもしれんというようなことも伺っております。

今ここで、直接市が当事者ではないので、どうすることもできないかもしれませんが、 今後、引き続き商工会議所とともに強力なアクションを起こしていただき、そういう零細 業者を救っていただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。どうもあり がとうございました。

議長(行重 延昭君) 以上で、6番、土井議員の質問を終わります。

お昼には若干早いようでございますが、きょうは 4 日目でございます。午後 1 時まで昼食のため、休憩といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時 開議

議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

午前中に引き続き、一般質問でございます。

次は、9番、木村議員。

〔9番 木村 一彦君 登壇〕

9番(木村 一彦君) 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従いまして質問いたします。

最初に、救急医療情報キット制度について質問いたします。

先日、ある知的障害を持つお子さんのお母さんから相談がありました。障害のある子は、ともすると病気になりがちで、近くに保護者がいる場合はともかく、何かの都合でいなかったり、また、将来、親がいなくなって 1 人になったときにはどうなるんだろうかと大変心配しております。万一のときの救急処置がスムーズに行くようになるといいのですがと、こういう相談でありました。

東京港区では、自宅でぐあいが悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも…」のときの安全と 安心を守る取り組みとして、かかりつけ医や服薬内容、どんな薬を飲んでいるかなどの医 療情報を入れた容器「救急医療情報キット」というものを冷蔵庫に保管し、東京消防庁と の協力でその情報を救急医療に生かすシステムを始めております。

高齢者や障害者など救急の場合に情報を得ることが困難な人たちの安全・安心を確保するため、かかりつけのお医者さんや持病などの医療情報、また、薬剤情報提供書の写し、また、診察券の写し、健康保険証の写し、本人の写真などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるというものであります。持病や服薬等の医療情報を確認することで、適切で迅速な処置が行えること、また、緊急連絡先の把握により、救急情報シートにない情報の収集や親族などのいち早い協力が得られます。

なぜ冷蔵庫かといいますと、駆けつけた救急隊員がすぐに救急医療情報キットを探し出す必要があるわけでありますが、どこのうちでも冷蔵庫は台所にあるので、キットがどこにあるかすぐにわかるからであります。対象は、高齢者や障害者、健康上不安を抱えている人などで、ひとり暮らしに限らず、同居者がいる場合も希望する人全員にキットを配布いたします。港区では、各総合支所や福祉会館、各地域包括支援センター等で申し込めばキットとステッカー等を無料で配布いたします。

このような制度は、本市でも極めて有効であり、市民の安全・安心に寄与すると考えますが、これの実施についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、国民健康保険の一部負担金の減免制度について質問いたします。

未曾有の経済危機の中で、政府は毎年2,200億円の社会保障費削減を図り、国民の暮らしを一層困難に陥れております。その上、本市では、昨年末からマツダ等による大量の派遣切りが行われ、失業者が急増しております。これらの人々は住む家にも難儀するなど、その困窮の度合いは想像を絶するものがあります。

こうした中で、国民皆保険と言いながら失業後の手続を怠っているために、いずれの健

康保険制度にも未加入の状態になっている人、あるいは国保に加入はしていても、保険料を滞納しているため、資格証明書を発行されて保険証がない人、さらには保険証があっても医療費の一部負担金、すなわち3割の自己負担が払えず、病気になっても治療をためらっている人など、まさに命と健康の危機にさらされている市民が少なくありません。本市でも、いざという場合の減免制度を拡充することがどうしても必要だと考えております。

そこで、お尋ねいたします。

- 1、保険料を滞納しているため、資格証明書を発行されている被保険者は病気になって も、医療費を10割負担しなければならないので治療に行かず、結果として生命と健康が 脅かされるという事態になることが危惧されます。市はこのような場合にどのように対応 しておられるのでしょうか、また、過去どのような実績があるのでしょうか。
- 2、被保険者証があっても3割の一部負担金が払えず、結果として治療を抑制するケースも少なくありません。国民健康保険法第44条では、特別の理由のある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難な人に対して、一部負担金の減額や徴収猶予ができるとされております。これに対して市はどのような対応をしておられるでしょうか、また、その実績はどうなっているでしょうか。
- 3、減免制度等に関する市民への周知徹底が十分ではなく、このことを知らない市民が 多いと思いますが、どうでしょうか。また、この周知徹底に関して今後のお考えがあれば お示しいただきたいと思います。

最後に、特別養護老人ホームの増設について質問いたします。

高齢化が進む中で、老老介護の末の悲劇など、連日のごとく悲しいニュースが聞かれます。現在、居宅介護の矛盾は極めて深刻であり、社会問題になっております。こうした中で、常時の介護を必要とする人で、家庭での生活が困難な寝たきりや認知症の高齢者に対して生活全般の介護を行う施設としての特別養護老人ホームへの入所希望はますます多くなっています。

しかし、どの施設も定員がいっぱいで、すぐには入れないのが実情であります。入所を何年も待たされる、いわゆる待機者は依然として多数市内にもおられます。これらに対応するため、市はさきに平成21年度から23年度までの防府市高齢者保健福祉計画を立て、その中で介護保険施設等施設整備の方針を定められました。

そこで、お尋ねいたします。

平成23年度までの市の介護保険施設等の整備計画では、介護老人福祉施設、すなわちこれは30人以上の規模の特別養護老人ホームを指しますが、この介護老人福祉施設を50人分、また、地域密着型介護老人福祉施設、すなわちこれは29人以下の規模の特別

養護老人ホームであります。これを96人増やすことになっております。この増設計画自体は県内の他の地域に比べても格段に多いものであり、市当局の積極性と熱意は高く評価するものであります。

しかし、先日、新聞報道、これは6月9日付の朝日新聞ですが、この新聞報道にもありましたように、全国の自治体が平成18年度から20年度までの3年間に特別養護老人ホームなどの介護保険施設の定員を約15万2,000人分増やす計画を立てていたのに対して、実際は半分以下の約7万5,000人分にとどまったという報道がありました。今回の計画にしても、現実問題としてその実現の可能性がどの程度あるのか、懸念されるところであります。市当局は高齢者保健福祉計画での施設整備の実現の見通しをどのようにお考えになっているのか、お答え願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

まず、救急医療情報キット制度についての御質問でございますが、東京都港区のこの取り組みは一刻を争う救急時に、治療に必要な病歴、服薬等の情報が伝達できないような状況であっても、キットが備えてあれば情報が即座に入手できるという点で、大変画期的なアイデアであると受けとめております。いざというときにこの制度が円滑かつ有効に機能するためには、服薬などの最新の情報が確保できるかどうかが重要になると思われますので、要介護者など生活支援の必要な方々においても、それが可能となるような手だてを検討しなくてはなりません。

しかし、この制度は、特にひとり暮らしの高齢者や障害者の皆さんの安全と安心を守る ためにもぜひ必要と思われますので、前向きに検討しておりまして、この 6 月追加補正予 算として上程いたしたく考えているところでございます。

次に、国民健康保険の一部負担金減免制度についてお答えいたします。

まず、議員御質問の資格証明書を交付されている被保険者が病気になられた場合の市の対応についてでございますが、その方が医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の10割の支払いが困難である旨の申し出があれば、基本的には窓口においでいただき、納付相談等により支払いができないことに相当の理由がある場合には、短期被保険者証を交付し、受診していただくようにしております。その実績につきましては統計はとっておりませんが、問い合わせはかなりございまして、その都度実情に応じて適正に対応しております。

2点目の被保険者証があっても、経済的な理由で3割の一部負担金が払えない方への市

の対応でございますが、一部負担金につきましては、国民健康保険法第42条により、被保険者は医療機関などを受診するときに支払わなければならないことになっております。 しかしながら、経済的理由などにより一部負担金の支払いが困難な方に対しましては、国 民健康保険法第44条で、減免や徴収猶予ができることになっております。

本市におきましても、防府市国民健康保険条例施行規則第15条の規定に基づきまして、 防府市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を定めておりまして、 平成18年4月1日から施行いたしております。

手続といたしましては、減免を受けようとする被保険者は、その理由を証明することができる書類を添えて申請書を提出し、審査の結果、承認された場合は、その承認通知書と被保険者証を医療機関等に提出して受診していただくようにしております。

次に、減免の内容につきましては、生活保護基準に対する被保険者世帯の減少後の収入 月額が生活保護基準の100%以下であれば一部負担金を免除し、110%以下であれば 6割、120%以下であれば3割を3カ月を限度に減額いたすことにしております。

なお、減免の実績につきましては、平成19年度に申請が1件ございましたが、減免基準の収入額を超えているため、不承認としております。20年度には相談が1件ございましたが、減免基準の説明の結果、相談だけでございました。

最後に、制度の周知徹底がおくれているように思うがとの御指摘でございますが、周知につきましては、市民便利帳へ記載してお知らせをいたしております。今後は国保のしおり、国保だより、市のホームページなどを活用して、一部負担金の減免制度についてお知らせしたいと存じます。

いずれにいたしましても、まず、窓口に御相談においでいただきたいと存じます。その中で、適正できめ細かな対応をしてまいる所存でございます。

残りの御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたします。

議長(行重 延昭君) 最初に、1番の項について質問を受けます。9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) それでは、救急医療情報キットについての再質問をいたします。ただいま市長から非常に前向きの、かつ異例の速さでの対応を御答弁いただきましたので、大変喜んでおります。念のためにちょっと一、二聞きますが、今、言いましたものは、こういう救急医療情報キットという、こういう入れ物です。この中にいろんな物を入れて、各家庭の冷蔵庫に入れておくと、その家庭の玄関にはこういうもの、シールを張って、ここには救急医療情報キットがありますよということを表示してます。それから、その入った冷蔵庫にはこれが張ってあるということですから、救急隊員が駆けつけたらすぐわかるということでありまして、ぜひこれは、今の御答弁にありましたように本市でも早速具体

化していただきたいというように思います。

そこで、若干蛇足にもなるかと思いますが、本市の最近の高齢者などの救急医療出動、 この傾向はどんな状況にあるのか、お答え願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 消防長。

消防長(武村 一郎君) 本市における高齢者などの救急出動の傾向についてでございますが、このことについては全国的な高齢化に伴いまして、防府市におきましても65歳以上の高齢者の救急出動件数は増加傾向にございまして、平成20年に救急搬送した総数3,616人のうち1,915人が高齢者でございまして、救急搬送された方のおよそ53%が高齢者でございます。10年前の平成12年にはこの比率が43%でございましたので、この10年間で救急搬送患者総数に占める高齢者の割合は10%も増加しているという状況でございます。今後、高齢化の進行に伴い、さらに増加傾向が加速されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) そういうことで、大変こういう情報の必要性というのはますます重要さを増していると思いますので、ぜひ早く実現していただきたいと思います。

なお、これは問題が一つあるやに伺ってます。というのは、これに入ってる情報が古ければ、例えば、薬の情報なんかが古ければ、かえって間違った処置をして、まずいことになるという場合もありますので、常に最新の情報を入れておく必要があるということで、港区の場合は情報の更新忘れを防ぐためにキットの保管者に年1回、更新のお願いというものを郵送して通知しているそうであります。ぜひこういう取り組みを一緒にやっていただきたいということでお願いしまして、この項の質問は終わります。

それでは次に、国民健康保険の一部負担金の問題について再質問いたします。

御答弁では、とにかく窓口に来ていただければ、例えば、保険証が今ない、保険料を滞納していて、資格証明書しかない人、これも病気になって本当に通院しなきゃいけないという場合には相談に乗って、これは交付するようにしているということでありましたし、それから、保険証があっても、一部負担金の3割負担が払えない、こういう人に対しても、窓口に来て相談していただければ解決の道はあるという御答弁でありました。

しかし、私、先般もある、これはマツダの派遣社員だった人が解雇されたわけですけれ ど、それで、保険料もその前からずっと1年以上払ってないので、市役所に行きたいと思 ってもなかなか足が向かないと、困ってるけど、足が向かない。別の人も、これは保険証 あるけれど、病気でどうしても行かなきゃいかんのだけど、3割というと、ぱぱっと計算 しても何万円になると、そのお金がないということで、なかなか市役所に足が向かない。 いわば一つの引け目を持っておられる方が多いんですよね。

だから、なかなか、おいそれと、足が遠のいて、結果としてどんどん悪循環になってしまうということがあります。そういう意味では市の対応をもう少し、そんなに心配しないで来てくれということを市を挙げて、そういう対応をしていくことが必要だと思います。

一つ確認の意味でお尋ねいたしますが、3割負担を減免する制度について、他の自治体ではこういうケースが結構あるようです。どういうケースかといいますと、3割負担の減免はするけれども、収入が低いだけではだめですと、災害や失業などで収入が減ったときに限ると、この減免の適用は、そういうところもあります。それから、保険料を滞納していると、3割負担の減免はだめですよというところもあるそうです。それから、預貯金などの資産があるとだめというところもあるそうです。こういう場合に本市ではどのような対応をしてるのか、確認の意味でちょっと御答弁を願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(古谷 友二君) 今の御質問ですけれども、収入が低いだけではだめ、 いわゆる適用しないのかと、それから、保険料を滞納している場合もこれを適用しないの かと、それから、預貯金等の資産も、これもございました。

それで、まず、収入が低いだけではだめかということでございますが、本市の減免基準につきましては、その世代における一部負担金減免申請月前の1年間の平均収入額が生活保護基準の150%以下であるということがまず一つ、かつ減免申請月後の3カ月間の収入額の平均見込額が生活保護基準の120%以下ということになっております。

それから次に、保険料の滞納をしている場合、それと預貯金等の資産がある場合という ことでございますけれども、本市の場合におきましては、一部負担金の減免等につきまし ては受けることが基本的にはできないということになっております。

先ほど市長が申し上げましたように、窓口は開いております。昔に比べたら随分対応が変わっているというふうに思っております。本当、お気軽に御相談においでいただきまして、私どものほうも事情を十分にお聞きして、的確に判断して対応してまいりたいと思いますので、その旨よろしくお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) ぜひ、本当に困っている人がすぐ足が向くように対応していた だきたいということを重ねてお願いしておきます。

そこで、今、収入が減ったとか、保険料を滞納してるとちょっといろいろ問題がある、 これは当然といえば当然のことかもしれませんけれど、私はここでこの制度の考え方とい うか精神というか、そういうものを市にこの際、考え直していただきたいというふうに思 うんです。

厚生労働省が昨年の7月に、医療機関の未収金問題に関する検討会というのをやっておりまして、ここで一部負担金の減免制度については、生活困窮等を理由とする未収金発生を抑制する効果がある、こういうふうに結論づけて、制度の適切な運用を求める報告書をまとめたということであります。

これを受けて、厚労省は近く、3割負担の減免については統一的な運用基準を全国の各 自治体に示す予定だというふうに聞いております。いわばもう少し柔軟に対応するように ということが、国のほうからも出されるのではないかというふうに思っております。

内容の詳しいことはわかりませんけれど、そういう動きもありますので、ぜひこの際、市としても次のことをお願いしたいと思うんです。何といっても生活困窮者が一番病気になりやすいということは、皆さん御承知のとおりであります。そして、一たんかかると重くなりがちであるということですね。ですから、こういう場合に一部負担金が減免されないと、命に直結する場合も少ないということであります。

ですから、市はこの制度を収入が減った人への一時的な対応にとどめるのではなくて、 生活困窮者に医療を保障する、どんなに生活が困っている人でも最低限の生きていく権利 というか、医療を保障する、そういう精神に基づいた制度としてとらえて、内容や運用を もっと改善してほしいということをこの際、強く要望しておきまして、この項の質問を終 わりたいと思います。

議長(行重 延昭君) 次は、特別養護老人ホームの増設について。健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 特別養護老人ホームの増設についてお答えいたします。

特別養護老人ホームに入所を希望しておられる要介護の高い高齢者が施設にあきがないため、在宅での介護などを余儀なくされている現状があることにつきましては議員の御指摘のとおりでございます。このため、平成21年度から平成23年度までの高齢者保健福祉計画策定に当たっては介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの入所待機者調査を行い、特に要介護4及び要介護5と認定されている在宅等の待機者の解消を最重要課題として位置づけ、その策定作業を行ってきたところでございます。

本年3月に策定した計画では、平成21年度からの3年間で、特別養護老人ホームのベッド数を合計で146床の増設・増床として計画しております。146床の内訳といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたが、県が指定・指導監督する定員30人以上の広域型・特別養護老人ホームが50床、また、市が指定・指導監督する定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームが96床でございます。

今後は、整備計画の実現に向けた取り組みが重要となってまいりますが、広域型・特別 養護老人ホームの50床につきましては、既に県と協議中でございます。地域密着型・特別 養護老人ホームにつきましては、この6月1日に公募要領を発表し、7月1日よりグループホームとともに応募受付を開始し、7月中旬から下旬に書類審査、ヒアリングの実施を行い、8月から9月に防府市高齢者保健福祉推進会議に諮る計画といたしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 以下、何点かにわたって再質問をさせていただきます。

まず最初に、今、国は介護保険に関する方針を施設介護から在宅介護へシフト、重点を移す、こういうふうにやっております。その結果、いろんなひずみが出てきてるわけですけれども、その影響は、今どのように本市においてあらわれているか、お答え願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) お答えいたします。

介護保険制度は、平成18年度に大改正が行われました。改正の方向性としては、介護 予防や認知症ケア、在宅ケアの推進などとともに、施設介護については重度の要介護者に 重点を置くこととされました。

施設に関して具体的には、入所者の食費、居住費の自己負担制を導入するほか、施設サービスなどの平成26年度目標設定を地方自治体に対して指示し、介護保険施設等の利用者を要介護2以上の全認定者数の37%以下とし、さらに施設サービス利用者の合計数のうち要介護4及び要介護5の認定者の占める割合が70%以上としております。このような目標値が設定されたことが影響して、特別養護老人ホームの増設などが全国的に停滞している大きな要因と言えるのではないかと考えております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) ありがとうございました。

ところで、市は昨年6月ですか、特別養護老人ホーム等の介護保険施設への入所申請待機者のかなり細かい実態調査を行っておられます。この中でも希望が非常に多いのが特別養護老人ホームへの入所希望者でありまして、この調査の結果、特徴、これはどんなふうになってるか、ちょっと調査の結果についてお教えいただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 介護保険施設待機者の状況につきましては、本年度か

ら平成23年度までの介護保険事業計画策定に当たりまして、昨年の6月に介護保険施設など入所申請待機者調査を行っております。

この結果に基づいて御説明いたしますが、調査では在宅及び医療機関に入院中の方で、介護保険福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームに入所申請をされておられる方は274人となっておりまして、このうち要介護4及び5の方が111人、要介護1から3までの方が148人、その他要支援などの方が15人となっております。

また、既に介護老人保健施設やグループホームなどに入所され、特別養護老人ホームに入所申請されておられる方が377人いらっしゃいましたので、合計しますと651人となっております。中でも在宅や医療機関に入院しておられる方で特養への入所申請をされておられる要介護4及び5の重度の方、111人については、特に施設への入所の必要度が高いものと考えております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 先ほどの御答弁で平成23年度までに広域のというか、30人以上の特養ホームと、それから、29人以下の特養も合わせて、この3年間で146人分の定員を増やす計画を市が立てておられて、これは壇上でも言いましたが、県内でも特筆すべき、大変大幅な増加計画なので、非常に積極的なんですけれど、これで146人分増えるので、さっきの部長の答弁でありました、今、主に在宅と他の医療機関に入院中の人を合わせて、かつ要介護度4、5に限れば111人おられるので、この人たちはこの増床計画、増設計画が実現すれば、全部入れるというふうになってるだろうと思うんですけれど、今の御説明にもありましたように実態は私はもっと入ることを希望している人は多いんじゃないかなと思うんですよ。

と申しますのは、一つは、政府の方針で、先ほど御説明ありましたように要介護度4、5という重いほうを重点に特養に入るようにという政府の誘導があります。そのせいもあるんでしょうが、問題は要介護度が4、5の人に限らず、高齢者の場合は、今現在は要介護度が軽くても、いつ急変して重くなるかわからない、そういう将来に対する心配を抱えている御家庭も大変多いと思うんですね。

だから、要介護度 4、5に限らず、特養に入りたいと思ってる人はたくさんおられる。 それから、ほかの医療施設、介護老人保健施設、いわゆる老健、それから、介護療養型医療施設、これに入所している人もかなり多いわけでありまして、さっきの申請待機者の調べでは、これだけでも110人以上おられます、ほかの今の施設に入っておられる方。この方々も本当は特養に入りたいんだと願っておられる方が実に多いんじゃないかと思いま す。

実は私が先般御相談受けましたあるお年寄りの御夫婦の御家庭でも、今は別の介護施設に入ってて、毎月14万円ぐらいの経費がかかるそうです。家も自分の家だし、土地も自分の土地なんだけれど、御夫婦、老夫婦で年金は月14万円あると、今のあれでいえばそんなに少ないほうでもないと思うんですけれども、14万円あるが、それはほとんど今入っている介護施設に経費として払わなきゃいけないので、残った奥さんが食べていけない、どうしたらいいかという相談があったんですね。これ私、いろいろ生活保護の申請やその他にも行ったんですが、生活保護の担当者なんかに相談しますと、それはぜひ特別養護老人ホームに入ってください、経費が今の半分で済みますと、こう言われたんですよ。だけど、特養に入ろうにも入れない、こういうケースはほかにもたくさんあると思うんです。

ですから、先ほど言われた在宅を主にして、しかも要介護度4、5を中心にした111人だけじゃなくて、実際はもっとたくさんの方が特養に入りたがっているということがありますので、たとえ今、市が立てておられる146床ですか、これが100%実現したにしても、まだまだ特養の施設は足りないというのが実情だというふうに思うわけです。

そこで、またお尋ねしますが、今度、国は介護療養型医療施設、病院で今入っておられる方、この方たち、今、市内で159人おられるんですけど、これは全廃するということを国も出してますし、市もそれに従って3年後にはこれ、ゼロにするということになってるんですけど、今入っておられる159人の人たちは、一体どこへ行けばいいんでしょうか、その辺についてちょっとお願いします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 介護療養型医療施設に入院されておられる方々の行き 先ですけれども、一番多いのは医療保険が対象の医療療養病床に移られる方、そして、残 りの方は介護老人保健施設のほうへ移られるであろうと予測しております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 介護老人保健施設、いわゆる老健ですか、ここも今、国のほうは、こういうところの高齢者を対象にした医療という制度は医療レセプトというんですか、要するに、診療報酬、これは非常に低く抑えてきておりますから、1年、2年はお医者さんのほうも何とか持ちこたえられると思うんですよ。これから先、何年もそういう人たちを本当に抱えておられるかといったら、病院の採算自体がそれじゃやっていけなくなるということで、やがては出ていただかなきゃいけないというほうになってくると思うんです。

これは非常に深刻な問題です。そういう問題もあるので、その受け入れ先として特養がど うしても欲しいというのは、この面でも言えると思います。

そこで、もう一つの質問ですが、いわゆる地域密着型特養ホーム、29人以下の規模の施設、これは実はそれをやろうとする事業者にとっては採算的に非常に厳しいものがあるそうです。スケールメリットというか、そういうものが出せない、そのために事業者の意欲が、小規模特養については乏しいというふうに聞いております。

先ほど壇上で紹介した朝日新聞の6月9日付でも、こういうふうに書いてます。要するに、「従来は特養をつくる際は国が建設費の2分の1、都道府県が4分の1の補助金を出していたが、三位一体改革で国の補助金は2004年度で廃止。税源が地方自治体に移されたが、財政が厳しい都道府県は介護施設に対する補助金を抑制しがちだ」と、それから、「国の社会保障費の抑制政策で、介護報酬が2回続けて引き下げられた」、そして、「介護保険施設の収益性は急激に低下。人件費が抑制され、介護人材の確保もままならず、建設に手を挙げる事業者自体が減ってしまった」、こういうふうに書いております。

そういう意味で、市では向こう3年間に小規模のほうの特養を96床増やすという計画ですけど、果たしてこれ本当に、今言いました事業者の意欲が乏しいんですよ。平たく言えば経営的に厳しいというんで、市は96床増やしますという計画を立てておりますが、実際にそれが96人分増える見込みなのかどうか、この辺はなかなか答えにくいこともあるかと思いますが、それについての見通しはどうでしょうか。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 地域密着型の特養の可能性ですけれども、わかりませんけれども、現在、複数の社会福祉法人から建設を前提として、かなり具体的な事前相談を受けておりますので、これが整えばいいなというふうに思っております。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 市が権限を持っているのは、今言った小規模のほうの29人以下の特養なんですよね。それで、30人以上のほうは県の所管、管轄になるんですが、市が何ぼう頑張っても、今、部長も全部できますとは言えない、苦しいところがあると思うので、本当はもっと大規模な、特養も大幅に増設してほしいわけですよ。そういう意味では、市の努力には限界があると言ってもいいと思います。

そこでまた、最後のお尋ねになると思いますが、今度の政府の2009年度の補正予算、発表されましたけども、その中に介護拠点等の緊急整備というのがありまして、3年分で3,011億円を充てるというふうになっております。この助成対象というのは、1つは、市町村交付金の拡充として小規模特養、今、市がやろうとしてる29人以下の特養の増設、

それから、小規模を健施設、小規模ケアハウス等これらに助成対象、助成すると。 2 つ目には、都道府県補助金の拡充として大規模特養ホーム、 3 0 人以上の特養ホーム、それから、大規模を健施設、大規模ケアハウス、これらに助成をする、こういうふうな補正予算が組まれております。これ、本当にやってくれればいいんですけれど、この影響が山口県ないし本市にどの程度及ぶものかどうか、まだはっきりわからないのが実情じゃないかと思いますが、その辺の見通しはどうでしょうか。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) お尋ねの件でございますけれども、国の平成21年度補正予算として先月の5月29日に成立したばかりでございまして、現下の経済雇用情勢の中、介護機能と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえまして、未来への投資として介護基盤の緊急整備等を盛り込んだ内容となっております。

しかしながら、今、議員おっしゃいましたとおり、スケジュールが示されたばかりでございまして、今後の事務処理等の具体的な事項につきましては、現時点ではお答えをすることができませんので、御了承いただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) これで終わろうと思いますが、何回も言ってますように、今、市内でも本当に老老介護とか、お年寄りがお二人で過ごしておられて、大変困っておられる家庭、たくさんあります。そういう意味では本当にまだ特養は絶対的に数が足りないというふうにも言えるわけです。これは何回も言いますように市だけの努力ではできないわけで、根本には、先ほども言いましたように国が三位一体と称して補助金を廃止してしまった、ここが非常に大きなマイナス影響を与えているわけで、こういう点でも国に対して考え方を変えてもらうということがどうしても必要だと思いますし、市は市なりに今できる範囲での増床やなんかを努めてもらいたい。

この問題は私がここで1回質問したから片がつくというような問題じゃなくて、本当に深刻な大きな問題でありますから、今後も引き続き私どもも努力しますし、行政におかれましてもぜひ努力していただきたいということで、異例に早く終わりたいと思います。

議長(行重 延昭君) 以上で、9番、木村議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、13番、田中議員。

〔13番 田中 健次君 登壇〕

13番(田中 健次君) 本議会最後の一般質問になりますけれども、よろしくお願いをいたします。通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、公会計改革についてであります。

第1は、財務書類4表についての取り組みでございます。

平成18年8月に策定された総務省の「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」において、人口3万人以上の都市は普通会計ベース及び連結ベースで、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書という財務書類4表を基準モデルまたは総務省方式改訂モデルで、平成20年度決算について平成21年度までに整備することとなっています。そこで、防府市ではどのように取り組んでいるのかを最初にお伺いいたします。

第2は、どのモデルで財務書類4表を整備するかについてであります。

総務省の指針では、基準モデル、総務省方式改訂モデルが示されていますが、ほかに独 自モデルとして東京都モデルなどもあります。防府市では旧方式と言われる総務省方式で、 バランスシート(貸借対照表)と行政コスト計算書をこれまで作成してきましたが、平成 20年度決算からは新しいモデルで財務書類4表を作成しなければなりません。

新しいモデルのうち東京都モデルが企業会計に最も近いモデルと言われ、また、総務省方式改訂モデルは自治体の普通会計の決算統計をもとに作成する点で、他のモデルと異なり、比較的作成しやすいと言われています。防府市ではどのモデルで財務書類 4 表を整備するのか、御見解をお伺いいたします。

第3は、これまでのデータと新しいデータとの連続性についてであります。

平成20年度決算から新しいモデルで財務書類4表を作成すれば、平成12年度決算から作成しているバランスシート、その翌年度から作成している行政コスト計算書のデータと新しいデータは連続したものでなくなります。そこで、これまでのデータを新しいモデルで計算して連続したデータとすることが必要と思われますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

第4は、バランスシート、行政コスト計算書の経年比較についてであります。

防府市がこれまで公表してきたバランスシートと行政コスト計算書を見ると、前年度との比較は行われていますが、データの経年比較は行われていません。これでは七、八年のデータの積み重ねてが生かされているとは思えません。これまでのバランスシートと行政コスト計算書の経年比較についてどう分析評価されているのか、お伺いします。

大きな質問の2番目は、下水道会計についてであります。

昨年11月に総務省は、平成19年度決算による財政健全化法の財政指標について、その概要を公表しました。これによれば、全公営企業会計7,448のうち156公営企業会計で資金不足比率が経営健全化基準の20%以上となりました。平成19年度決算まで

は指標の算定・公表のみですが、平成20年度決算からは資金不足比率が経営健全化基準の20%以上になったら、経営健全化計画を定めなければなりません。防府市の公共下水道会計は資金不足比率4.4%ですが、資金の不足額がある公営企業会計は全国でわずか3%の256会計です。

そこで、第1に、こうした状況をどう評価しているのか、お伺いいたします。

第2は、下水道会計の経営状況は健全化判断比率にどのくらい影響しているかについて、 お伺いをいたします。

公共下水道事業の経営状況は、健全化判断比率にも影響を与えます。その中で連結実質 赤字比率は、現在は一般会計等の黒字と相殺されていますが、連結実質赤字比率の増加要 因となります。

実質公債費比率は、一般会計からの繰出金のうち、下水道債の償還の財源に充てられたと認められる額が算入をされてまいります。将来負担比率では、下水道債残高のうち一般会計が負担すると見込まれるものについても将来負担見込額として算定をされます。

したがって、実質公債費比率と将来負担比率は、具体的な数字として下水道会計からの 影響が出てまいるはずであります。これがどのくらいの数字になるのか、おのおのについ て御回答をお願いいたします。

第3は、下水道整備計画の見直しについてであります。

防府市は平成30年度までに市街化区域内を整備するという目標で事業を進められていますが、下水道債残高は毎年5億円程度増加し、今年度予算書で見ますと、平成20年度末で217億円にもなり、このまま増加すれば平成30年には260億円を超え、330から350億円前後で推移をしている一般会計の地方債残高の7割を超える数字にもなります。

また、一般会計からの繰り入れが毎年12億円前後にも上ることも一般会計への圧迫になっています。整備のスピードを落とし、一般会計への負担を少なくするなど、下水道整備計画を見直すことが必要だと思いますが、この点についての御見解をお願いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。 〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは公会計改革への取り組みについての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、平成19年10月17日に総務省自治財政局長から各自治体に対して「公会計の整備推進について」の通知がございまして、本年度中に貸借対照表、行政

コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類 4 表を公表することとなっており、本市もそれに向けて準備を進めてまいりました。

昨年4月には、財政課内に公会計担当職員を1名配置しまして、財務書類作成モデルの検討に入りました。新たな公会計を作成するモデルとして、議員御案内のとおり、基準モデル、総務省方式改訂モデル、東京都などが作成しております独自のモデルがありましたが、本市は、総務省が基準モデルか総務省方式改訂モデルを推奨しておりましたので、仮に総務省方式改訂モデルを選択した場合のメリット、デメリットの検討作業を行ったところでございます。

まず、メリットといたしましては、勘定科目が現行使用しております財務会計システムでの科目とほとんど変わらないため、システム変更せずに現財務会計システムが利用できること、これが1番目でございますが、2番目としましては、固定資産の評価を段階的に整備していけばよいため、作業に入りやすいこと、3番目といたしまして、県内の他市も同様のモデルを採用したことによりまして、県内他市との比較及び情報交換ができることなどが上げられたところでございます。

一方、デメリットといたしましては、1つ目に、固定資産の評価を段階的に整備するため、標準モデルのようにスタート時期にすべての固定資産を網羅することができないこと、2番目としまして、財務書類の作成において、出納閉鎖後の決算統計の作業と並行して作業を行い、その後に開示するため、標準モデルより公表が遅くなることなどが挙げられたところでございます。これを受けまして、部内において、費用対効果を含むメリット、デメリットについて検討した結果、総務省方式改訂モデルのほうがより円滑に移行できると判断し、これを採用することといたしました。

これまでの取り組みの状況につきましては、総務省方式改訂モデルに従い、固定資産の 段階的評価である一般会計で保有する売却可能資産の評価作業を昨年7月末に完了してお ります。

また、本年2月には、庁内関係課に対しまして、新公会計に係る事業用資産の評価情報整備についての説明会を行い、8月末までに管財部門と関係課が協同して、固定資産台帳を順次整備することとしております。

さらに、本年4月から、連結財務書類作成準備のために、土地開発公社や財団法人スポーツセンターをはじめ、第三セクターなどの連結対象団体への説明及び協力体制の確立 に努めてまいりました。

今後の予定といたしましては、本年度中に普通会計及び連結の財務書類 4 表を作成するとともに、その財務書類を市民などにわかりやすく公表することを目指しまして、鋭意作

業を進めているところでございます。

次に、これまでのデータを新しいモデルで計算して連続したデータとすることについての御指摘、御質問でございましたが、まず、バランスシートにつきましては、平成12年度の決算から総務省方式を採用して、民間企業の貸借対照表に対応するものとして作成し、市民の財産はどれだけあるのか、市民は将来どれだけ負担しなければならないのかなどについて公表してまいりました。

また、行政コスト計算書につきましては、平成13年3月に総務省から公表されました「地方公共団体の総合的な財政分析に関する研究会報告書」に基づき作成しておりますので、人件費、物件費、扶助費、普通建設費などの性質別経費と行政目的別に民生費、農林水産費、土木費、教育費などの経費に分類して公表してまいりました。

本年度中に策定いたします新たな公会計は、総務省方式改訂モデルの作業手順に従いまして、平成20年度の普通会計及び特別会計の決算統計及び固定資産評価額を基準として新たなデータを作成いたしますので、今まで公表してまいりましたバランスシート、行政コスト計算書のいずれのデータにつきましても、分析レベルが異なるため、参考までにとどめてまいりたいと存じます。

次に、これまでのバランスシートと行政コスト計算書の経年比較についての御指摘、御質問でございましたが、財政指標の経年比較につきましては、主に地方財政状況調査、いわゆる決算統計についての経年の分析及び評価を実施し、中期財政見通しや予算編成方針の参考にいたしておりますが、議員御指摘のバランスシート、行政コスト計算書については、前年比較にとどまっております。

しかし、今年度から作成してまいります普通会計及び連結の財務書類 4 表につきましては、経年比較や類似団体との比較に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、財務部長より答弁いたします。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) バランスシートというものについて、あるいは行政コスト計算書というものについては、私も実はそんなに前までは余り関心を持っておりませんでした。と申しますのは、防府市がバランスシートをつくっても、それで出てくる、例えば、道路であるとか、橋であるだとか、学校の校舎だとか、そういうものはこれを売り払ってどうこうできるようなものでないので、つくってどういう意味があるんだろうかということで、漠然とずっと疑問に感じておったわけであります。

ただ、数年前、県のセミナーパークで県の地方財政講座というのがありまして、県民枠

というので、防府市議会から私含めて3名の議員が参加をそのときしましたけれども、それで、山大の大変若い、すぐれたというか、そういった研究者の方のお話を聞いて、バランスシートというものが、いわゆるストック情報、社会資本といいますか、そういうものを評価するもの、あるいは財政分析の新しい手法として、なかなか意味があるものだなということを感じておりました。ことし1月、ほかの5名の議員と福岡のほうでありましたバランスシート、行政コスト計算書のそういった研修会に参加をいたしまして、また改めて公会計改革の意味というものも考えてきたわけであります。

それで、公会計改革ということで、これについて私はいろいろ問題点もあろうと思っていますけれども、企業会計的な手法というけれども、公会計というのは企業会計とは似て違うもの、似て非なるものであるということが、まず第1に重要ではないかと思っております。企業は市場原理で動くわけですけれども、自治体は予算原理とでも言うべきもので動くということだろうと思います。

そういう形で防府市が、先ほどからありましたように、今年度に財務書類4表について整備されるということですので、その基本的な考え方、大体理解しましたので、今後、それについてどういったものが出てくるのかというのを見守っていきたいと思います。

ただ、1つほど要望ということで申し上げておきたいのは、今年度中にということでありましたけれども、可能であれば早い時点で、例年、これまでは大体10月の半ば、中旬ぐらいにバランスシート、行政コスト計算書は出されておりましたので、それぐらいまでに出していただけるように、この点を要望しておきます。それにできないと、新年度予算準備作業になりますから、10月中に出なければ、3月になるだろうということになりますので、ぜひこの点については要望しておきます。

それで、こういった企業的手法ということですけれども、公会計は現金主義ではなくて 発生主義という言葉で言われますけども、これまでの現金主義では得られない資料、ある いは分析する材料が得られる、そういったことで、社会資本ストックがどういうふうに整 備されてきたのか、あるいは防府市は整備をしてこなかったのかということがわかると思 います。

そういう意味で、こういった分析を今後の予算編成にも生かすことが必要じゃないかというふうに私は思っています。先ほどの答弁を聞いて、連続的に今までのデータをもう一度再計算するというのは確かに大変なので、それはできればやったほうがいいけれども、できなければしようがないと思います。

ただ、しかし、これまでの7年とか8年積み上げたデータは前年度の比較しか示してないと、これからのものは経年比較だとか、他都市との比較をするけれども、これまでのも

のをしないというんでは、これまで何のためにやったのか、ただ、アリバイ的にバランスシートを防府市がつくりましたよということにしかならないので、それはちょっと困ったことだなと私は感じております。

バランスシートについて、その中の社会資本といいますか、有形固定資産という形で、総務費、民生費、衛生費、労働費というような形で、予算の費目のような形で、有形固定資産の経年比較が出てきます。住民1人当たりの金額で、私は平成12年度から19年度、どういうふうに変わったかということを、これまでのデータを集計する形で調査をしてみました。平成12年度を100とした場合、平成19年度はどうなっているのか、全体の伸びといいますか、合計は100が109になってると、9%ほど有形固定資産という形で予算を投じて整備をしてきたということであります。

この中で、平均の伸びといいますか、全体の伸びよりも伸び率として大きいもの、1位は消防費であります。これは130%の伸びであります。だから、2.3倍になったということでありますけれども、新しい消防庁舎が建ったりだとかいうことがありますので、この数字もうなずけるものであります。2番目が商工費、これがプラス42%、3番目が土木費、プラス21%です。4番目が総務費、16%、この4つが全体の伸びよりも伸びが大きいものということになります。こういうものに防府市は予算を多目に傾注して有形固定資産の形成に努めてきたと、こういうことになります。

それから、これ平均よりも少ないけれども、その次の順位なるものが教育費であります。教育費がプラス4%です。それから、その他というふうに分類されるものがちょうど100で、これは変わりません。プラス・マイナス・ゼロであります。これから先述べますものは、むしろ有形固定資産が目減りしてきたもの、償却だとか、そういう形で価値が落ちてきたものということになります。その次にくる分が労働費であります。これがマイナス3%、それから、衛生費がマイナス7%、その次が農林水産業費、マイナス13%であります。一番伸びが悪いものというよりも減りが大きいものと言ったほうがいいわけですけれども、減りが大きいのは民生費、福祉関係の予算の社会資本整備がマイナス20%、こういうふうになっております。

この辺の数字は今後の予算編成作業にぜひ反映をして、民生費に係るものは保育所であるとか、いろんな施設があると思いますけれども、こういったものは整備をしてこなかったと、平成12年度から19年度というのは松浦市政の1期目の途中から3期目の途中までという、松浦市政のど真ん中の8年間のデータということになります。ぜひこの辺は考え方を、ぜひ新年度予算にこういう結果を反映していただきたい、このことをまずバランスシートについては申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ、行政コスト計算書、あと細かないろんな分析もありますけども、 行政コスト計算書も防府市はずっと計算をされておりますので、これはバランスシートより1年おくれて平成13年度から始めたわけですけれども、計算をされています。行政コスト計算書は、いわゆる民間企業でいけば損益計算書ですね、もうかったか損したかという形で、その差額が民間企業の損益計算書の場合には利益ということになるわけです。

自治体の場合には、これはどうなるかというと、その分が一般財源の積み上げだとか、あるいはそれを食いつぶすという形で出てくるわけであります。1人当たりの数字というのが、これ、市のホームページを見れば、行政コスト計算書も出ておりますので、収入と支出、収入で入ってくる分、それから、行政コストで出てくる分、その差し引きという金額が出てきます。人口1人当たり平成13年度はプラス3万円、14年度はプラス2万円、15年度はプラス1万7,000円、16年度はプラス1万9,000円、17年度はプラス2万2,000円、18年度はプラス2万1,000円、19年度はプラス1万4,000円という形で、この7年間、1人当たり14万3,000円、民間企業ではありませんので、もうけとは言えませんが、プラスであって、それだけ一般財源が増えた、こういうふうになります。随分、1人2万円ほど、あと行政サービスができるのかと、プラス・マイナス・ゼロであればですね。行政サービスには、人によるサービス、物によるサービス、あるいは価値意見といいますか、そういう形で直接支出するもの、さまざまあるわけですけれども、こういう形で出ております。

これについて他市の状況はどうだろうかという形で比較をいたしました。他市についてそんなに行政コスト計算書をさかのぼって出しておるところは余りありません。周南市や下松市は比較的よく出しております。周南市は、平成15年度がマイナス2万3,046円、16年度がマイナス1万6,651円、17年度がマイナス6,353円、18年度がマイナス9,214円、19年度がマイナス7,579円で、5年間で約6万2,000円ほど一般財源から持ち出しをしてると、平均でいくと1万2,000円超える金額を毎年出してると、市民サービスを充実してるというふうになるかもしれませんが、こういう形になります。

同じように見ていきますと、下松市が5年間で7,184円持ち出して、5年間の平均が約1,400円、光市は防府市と同じような形でありますけれども、16年度から19年度の行政コスト計算書で年間1万2,000円ほど黒字を出しているということであります。あとの市は19年度のデータ、あるいは前の年ぐらいですけれども、宇部市が19年度で6,672円の黒字、山陽小野田市が1万6,319円の赤字という形で持ち出しをしてると、長門市は18年と19年の2年間で2万625円ほど持ち出しをしてる

と、旧美祢市が17年度に2万8,000円弱の金額を持ち出ししてると、下関が17年度が699円、18年度が453円ほど黒字であって、平均500円ちょっと超える金額が黒字であると。

こういうふうに他市との比較を見ますと、防府市の行政コスト計算書、異常に益金が多いわけですね。民間企業であれば、益金が、企業もうけが多ければ、社員の給料を上げるとかボーナスを上げるとかいう形ですけれども、自治体の場合には自治体職員の賃金をそれで上げると、あるいは議員の賃金を上げると、こういうことには残念ながらならないんだろうと思います。

ならなければどういうことが考えらえるか、やはりもう少し市民に対する行政サービスを上げると、向上させるということが大事じゃないか、そういう意味で、やや行き過ぎた行政改革といいますか、コスト削減がこの行政コスト計算書の企業会計的手法による分析の結果になるわけですけれども、こういう結果について少し新年度、どういうふうに考えられてるのか、お考えを概括的にちょっとお話しできるところがあればお伺いしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 田中議員さん、るる、いろいろ分析をされて、他市の比較等もなされて、私どもは行政コストの計算書の中でも若干1人当たりの還元額と申しますか、これは20年度につきましては一般財源等の増減額が1人当たり1万4,000円なんですけれど、これが他市では、周南市なんかでは今おっしゃったようにマイナスになっておるとか、そういうような御指摘、ございましたけれど、私ども今まで行政改革、いろいるやってきまして、かなり健全財政になっておると思います。

それで、そういった中で、剰余金につきましても結構、そうは言いましても、今回の決算を見ましても、20年度決算ですか、実質収支は10億円ぐらい出ておるんですけれど、しかしながら、8億円の繰入金を入れて10億円の黒ということで、実質的には2億円ぐらいの差異しかないわけなんです。

こういった実際の決算を見ても、非常に厳しい状況でありますし、まして基金なんかを今かなり積んでおりますけれど、これはすぐ直近に焼却場の改築がやってくるということで、これも132億円に対して一般財源が17億円必要であるということでございます。あっという間に、基金が今30億円弱、財調ありますけれど、これもすぐなくなってしまうと、このような状況の中で、とにかく蓄えるものは蓄えとかなきゃいけないということもございます。そういったことにもすぐ柔軟に対応できるように、また、耐震、そういったもの、いろいろまたお金がかかります。こういったことに対応するためにも健全な財政

に、今からも、私個人としては努めさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) 私がやや長い時間費やしていろいろ数字を述べましたけれども、他市との比較で見ると、やはり防府市は、そういった行政コスト計算書というもので見て、お金をたくさんためると、もっと行政サービスができるという形でされてると、これはやはり客観的な数字で見て、行き過ぎた行政改革が、行政サービスの削減がされてるんじゃないかという数字を示すものではないかというふうに思います。

それで、バランスシートで分析するときの指標で、これまでの世代による社会資本負担 比率、あるいは後世代による社会資本負担比率というものを数字で出します。要するに、 これからの、借金で残る分がどれだけあるか、これまで財源を投じて整備した分がどれだ けあるのかという、そういう比率を数字で出すことができるわけです。これを比率として 世代間の「衡平」という形で、この、これまでの世代による社会資本負担比率は12年から19年の間に70.8%から77.9%になってるんです。7%ほど現役世代が頑張ったと、現役世代が頑張ったというのは現役世代が我慢したということになるわけですが、 後世代による社会資本負担比率は40.0%が31.4%、8.6%ほど下がっているわけです。まあ、後世代にそのしわ寄せをしていいということではありませんけれども、こういった数値がこういうふうになってるわけですから、確かに財政が厳しいということは そのとおりでありますけれども、こういった数字も見ながら今後はもう少し緩めて財政運営をしていただきたいと、そのことだけ要望してこの質問を終わりたいと思います。

議長(行重 延昭君) 次に、下水道会計について、財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 下水道会計の答弁でございますけれど財政指標、繰出金関連がございますので、財務部のほうで一括して答弁させていただきます。

最初に、下水道会計の資金不足についてお答えいたします。

財政健全化法により地方公共団体は、平成20年度以降、前年度の決算に基づく財政指標を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされました。

その財政指標には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、 資金不足比率の5種類があります。これらのうち、資金不足比率を除く4つの指標は健全 化判断比率とされ、地方公共団体全体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため の指標として用いられます。これに対して資金不足比率は公営企業会計単位で算定される 指標であり、当該公営企業の経営健全化の必要性を判断するための指標として用いられて います。 議員御案内のとおり、平成19年度決算による資金不足比率が20%を超えた公営企業会計は全国では7,448会計のうち156会計、県内では120会計のうち4会計でございました。下水道会計はその中には含まれておりませんが、資金不足比率は4.4%でありました。

その資金不足の主な要因としては、下水道事業が先行投資型事業であり、下水道普及率が低い段階では投資額より使用料収入が下回るために赤字が発生する性質があります。昭和53年の供用開始以来赤字が続いており、平成2年度には過去最大約20億円に達しましたが、下水道普及率の上昇等により徐々に縮小して、平成19年度は約6億7,000万円までになったところでございます。

平成19年度の資金不足額は、赤字額約6億7,000万円から解消可能資金不足額約6億2,000万円を控除して、下水道事業の事業規模約12億円で除して、割りまして4.4%を算出いたしましたが、平成20年度はさらに赤字額が減少して約3億円となりますので、解消可能資金不足額より下回るため、資金不足比率はゼロ%、ゼロになる見込みでございます。

次に、下水道会計への繰り出しによっての実質公債費比率、将来負担比率への影響についてお答えします。

まず、実質公債費比率でございますが、これは標準財政規模に対する公債費、企業債元 利償還金充当の一般会計繰出金などの合計額の割合を示すもので、平成17年度から平成 19年度までの3カ年平均の実質公債費比率は11.8%でございます。この比率の早期 健全化基準は25%以上でございますから、これを大きく下回っており、良好な状態にあ ると言えます。

実質公債費比率を算定する場合において下水道会計での公債費元利償還金充当の一般会計繰出金は、平成17年度では約9億5,700万円、平成18年度及び平成19年度では約10億4,500万円となっており、影響額を試算いたしますと1.4%となります。

次に、将来負担比率でございますが、これは標準財政規模に対する市債残高、一般会計 繰出金の充当が見込まれる企業債残高、土地開発公社の負債、第三セクター等への損失補 償債務にかかわる負担見込み額などの合計の割合を示すもので、平成19年度の将来負担 比率は65.2%でございます。この比率の早期健全化基準は350%以上でございます から、これも大きく下回っており、良好な状態にあると言えます。

将来負担比率を算定する場合においては、一般会計繰出金の充当が見込まれる下水道会計事業債残高が約143億1,500万円となっており、影響額を試算しますと19.3%となっております。

それから最後に、下水道整備計画の見直しについてお答えいたします。

下水道事業の赤字額については、平成2年度より市独自の一般会計からの繰り入れ基準を設けまして、事業の推進と赤字の解消に努めてまいりました。その結果、平成20年度 決算では一般会計からの繰入金は13億4,200万円で、赤字額は前年度より3億7, 300万円減少しております。

また21年度予算では、赤字見込額が1億1,500万円までに縮小し、平成22年度には赤字の解消ができるのではないかと考えております。赤字の解消後は、一般会計からの繰入金額は約10億円から11億円になるものと予測しており、一般会計に与える財政上の負担もかなり軽減できるものと考えております。

起債残高につきましては、市街化区域の整備を終える予定の平成30年度までは増加いたしますが、それ以降は建設改良費の減少に伴い、起債残高はなだらかに減少するものと考えております。

下水道事業は快適な生活と良好な環境をつくるために欠くことができない事業であると 考えており、下水道の速やかな整備について市民の要望は大きいものがございます。

今後も下水道事業の一層の経営改善に努めるとともに、下水道整備計画については現行 どおり着実に進めて、市民の要望にこたえていきたいと考えております。御理解いただき ますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) 下水道について、整備計画ということの中で、それなりにこれからは赤字の解消といいますか、むしろ財政的にはよくなっていくだろうという見込みが述べられました。資金不足比率も数字が出てこないという形になれば結構な話だろうと思います。ただ、やはりかなりの負担というのか、そういうものはやっぱりあるんだろうと思うわけです。実質公債費比率は11.8%のうち下水道関係の分が1.4%という形ですから1割弱という形の影響額ということになりますが、将来負担比率は65.2%のうち19.3%ということになると、3割程度がいわゆる下水道のものだという形ということになると思いますので、これはまあ、特別会計ということを考えればかなり大きな数字ということになるんではないかと思います。

それで、平成30年度まではとにかく工事をやって完成をしたいということなんですが、 一つは、ちょっと尋ねますが、最近では自治体設置の合併浄化槽というものに取り組んで いる自治体もあります。

これは総務省だったか環境省だったかの補助という形で起債も認められるという形で、

財政的にはいわゆる防府市が今やっている個人設置の合併浄化槽と違ってかなり有利な、 財政的にはですね。それから以前のデータなんですが、処理コストの全国的な平均値は防 府市の今の公共下水道の汚水処理コストよりもむしろ低いという数字が、数年前のデータ でちょっと調べたときにありましたけれども、そういう形で、これからどんどん周辺部の いわゆる区域に行くわけですけれども、こういったものも例えば選択肢として、自治体設 置で合併浄化槽を設置して、合併浄化槽の処理料金というのを下水道使用料と同じような 形で取ると、維持管理は自治体がすると、こういうのも一つの選択肢としてあるんではな いかと思うんですが、これについてどうでしょうか。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事(岡本 幸生君) 議員御指摘のとおり、合併処理浄化槽での処理という形のものが国の補助制度としてあることは承知をしております。県内では萩市のほうで、今この事業を取り組んでおられますけれども、他市の例で言いますと、まだそれほど多くないという状況もありますし、萩市の状況等もお聞きをいたしますと、課題等もあるやに聞いておりました。

ですから今後とも他市のこういう状況ですとか、事例なども研究してまいりたいと思っております。現在のところ市街化区域への浄化槽の設置ということについては、市町村型 設置の浄化槽というのは現在のところ考えてはおりません。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) それはそれでわかりました。それで、平成30年に現在の区域については完成をするということ、その目標で取り組んでおられるということですが、先ほどから言われてるような将来負担比率だとか、財政のものを考えれば、区域の拡大ということはやはり今後は難しいんだろうと思うんですが、そうなれば平成30年度に完成をするという形になると、それ以降は借金をしない、金額も減ってくるという、地方債残高も減ってくるということですが、ということは工事の量もかなり急激に30年度以降は激減してくるんじゃないかと。老朽管の更新だとか、あるいは耐震のものに取りかえるだとか、そういうようなものは必要になってくるかもしれませんが、新規に拡大して、管も新たに敷設するということがなければ、工事量はやはり激減するんではないかという気がします。

そういう形になると、現在、下水道工事に携わっている方の仕事が激減するという形に もなりかねません。

この辺は30年度完成にこだわるんではなくて、むしろなだらかに、段階的に工事を減 少するという形で、むしろその区域の中を少し段階的に、30年度よりも少し先延ばしを する形で段階的に工事を減らしていく、こんなことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事(岡本 幸生君) 議員御指摘のとおり、平成30年度で工事が一応実現いたしますと、工事費というのは減少してくるだろうというふうに予測はしております。ただ、総合計画等でも計画をお示ししておりますように、以前から市民の皆様に平成30年までには下水道事業についてはという形で目標もお示しをしており、これに対する強い要望もあるというふうに考えております。

平成30年度以降のその工事につきましても、今、議員おっしゃいましたように、今度は維持管理の工事というものも当然出てまいりますので、工事費としては確かに減少いたしますけれども、今はその工事費の減少を調整するということを念頭に置いて、平成30年度の目標というものを引き延ばすということは、ちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) いろいろとなるほどなというような御回答をいただきましたけれども、心配をいたしますのは随分財政的な負担が大きいなということでありますので、この辺について慎重な財政運営といいますか、全体的な計画を見ながら考えていただきたいということを要望して質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 以上で13番、田中健次議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は6月30日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

午後2時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月19日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 三原昭治

防府市議会議員 藤本和久